

平成29年度（平成28年度事業実施分）

足立区ユニバーサルデザイン推進計画

区が実施する個別施策の担当所管自己評価まとめ
実施報告書

（ 補足資料 ）

平成29年12月

足立区

年次別取組み実施報告書

◆年次別取組み実施報告書一覧

番号	関連 施策	件名	担当所管
1	1-①	おしべ通り道路改良工事(平成28年度分)	工事課
2	1-②	ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する	みどり推進課
3	1-③	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する	営繕管理課
4	1-③	本庁舎北館トイレ改修	庁舎管理課
5	1-③	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備	学校施設課
6	1-③	保育園のトイレの改修	子ども施設運営課
7	1-③	「公共施設等整備基準 事前協議」の実施	都市計画課
8	1-④	「東京都福祉のまちづくり条例」の届出	障がい福祉課
9	1-④	事業者のユニバーサルデザインに配慮した店舗改修	中小企業支援課
10	1-⑤	自転車駐車場の4か国語標記の案内表示板設置	交通対策課
11	1-⑥	住宅設備改善費の給付	障がい福祉課
12	1-⑥	住宅改良助成制度	住宅課
13	1-⑥	要支援・要介護認定者の住宅改修	介護保険課
14	1-⑦	区営住宅改修事務	住宅課
15	1-⑧	駅前における放置自転車対策	交通対策課
16	1-⑨	ユニバーサルデザインに関する施策の実施	障がい福祉課
17	1-⑩	障がい者への様々な移動手段を確保する	障がい福祉課
18	1-⑪	中央館3階、北館1階カウンター及びサイン変更	庁舎管理課
19	1-⑪	住区センターの案内サインを整備	住区推進課
20	1-⑪	精神障がい者自立支援センター新築に伴う案内表示	中央本町地域・ 保健総合支援課
21	1-⑫	歩行者用観光案内標識の情報更新	産業政策課
22	1-⑫	ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する	都市計画課
23	1-⑬	光警報装置設置	庁舎管理課
24	1-⑬	音声情報や触知情報による誘導装置を設置する	営繕管理課
25	1-⑮ 5-②	足立区バリアフリー推進計画(重点整備地区選定の考え方)の策定	ユニバーサルデザ イン担当課

年次別取組み実施報告書

◆年次別取組み実施報告書一覧

番号	関連 施策	件名	担当所管
26	1-⑮ 5-④	足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区編)の策定	ユニバーサルデザイン担当課
27	2-①	事業所向けユニバーサルデザイン関連セミナーの実施	中小企業支援課
28	2-②	区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する	産業振興課
29	2-②	ユニバーサルデザイン関連製品の展示	ユニバーサルデザイン担当課
30	3-①	ユニバーサルデザインのまちづくり講演会	総務課
31	3-②	ユニバーサルデザイン出張講座を実施する	ユニバーサルデザイン担当課
32	3-③	学びやすい学習環境の整備	教育指導課
33	3-④	ユニバーサルデザイン庁内推進委員会の実施	ユニバーサルデザイン担当課
34	3-④	職員のユニバーサルデザインに関する意識向上を図る	シティプロモーション課
35	3-⑤	日本語ボランティア支援講座の実施	地域調整課
36	3-⑤	日本語ボランティア中級講座の実施	地域調整課
37	3-⑥	国際理解教育の推進	地域調整課
38	3-⑦	「あだち国際まつり」の開催	地域調整課
39	3-⑧	ユニバーサルデザイン啓発用パンフレットの配布	ユニバーサルデザイン担当課
40	3-⑨	文書管理基礎研修でカラーユニバーサルデザインの周知	総務課
41	3-⑨	「カラーユニバーサルデザイン研修」の実施	総務課
42	4-①	「足立区基本構想」「足立区基本計画」「足立区人口ビジョン及び足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」の作成	基本構想担当課
43	4-①	六町エリアデザイン計画及び地元説明会周知ポスター等の作成	経営戦略推進担当課
44	4-①	「足立区施設白書」の作成	施設再編整備計画担当課
45	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	納税課
46	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	地域調整課
47	4-①	住区センター案内のパンフレットの作成	住区推進課
48	4-①	郷土博物館だより71号・72号の作成	地域文化課
49	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成	スポーツ振興課
50	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	絆づくり担当課

年次別取組み実施報告書

◆年次別取組み実施報告書一覧

番号	関連施策	件名	担当所管
51	4-①	部内各課の事業啓発、イベント周知のためのパンフレット・ポスター・チラシの作成	産業政策課
52	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	介護保険課
53	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	こころとからだの健康づくり課
54	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成	環境政策課
55	4-①	「資源の出し方・ごみの出し方」の作成	ごみ減量推進課
56	4-①	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	都市計画課
57	4-①	足立区バリアフリー地区別計画及び概要版の作成	ユニバーサルデザイン担当課
58	4-①	保育施設4月入所申込周知ポスターの作成について	子ども施設入園課
59	4-①	足立区議会広報紙「区議会だより」の作成	区議会事務局
60	4-②	聴覚障がい者に対する手話通訳者・要約筆記者の派遣	障がい福祉課
61	4-③	あだち広報制作事業	報道広報課
62	4-④	インターネットリーダー向けホームページ操作研修会	報道広報課
63	4-④	足立区議会ホームページの作成	区議会事務局
64	4-⑤	ホームページの翻訳	地域調整課
65	4-⑤	文書通知類の翻訳	地域調整課
66	4-⑤	外国人住民にかかわる異動届出書の多言語化	戸籍住民課
67	4-⑤	学童保育室入室の案内及びしおりの多言語化	住区推進課
68	4-⑤	多言語に対応した案内の作成	こころとからだの健康づくり課
69	4-⑤	多言語に対応した案内の作成(英・中・韓)	保健予防課
70	4-⑤	「資源の出し方・ごみの出し方」ポスター版の多言語化	ごみ減量推進課
71	4-⑤	多言語に対応した案内の作成(英・中・韓)	子ども施設入園課
72	4-⑥	足立区防災ナビの掲載情報の更新	災害対策課
73	4-⑦	外国語での窓口・電話相談	地域調整課
74	4-⑧	個別施策の評価結果を公表	ユニバーサルデザイン担当課
75	5-①	足立区区民評価委員会による行政評価の実施	政策経営課

年次別取組み実施報告書

◆年次別取組み実施報告書一覧

番号	関連 施策	件名	担当所管
76	5-①	審議会委員等の公募制を推進する	都市計画課
77	5-①	足立区ユニバーサルデザイン推進会議委員の公募	ユニバーサルデザイン担当課
78	5-②	パブリックコメントの実施	政策経営課
79	5-②	パブリックコメントの実施(足立区基本構想(案))	基本構想担当課
80	5-②	パブリックコメントの実施(足立区基本計画(案))	基本構想担当課
81	5-②	パブリックコメントの実施(足立区人口ビジョン及び足立区人口ビジョンを実現する総合戦略(案))	基本構想担当課
82	5-②	パブリックコメントを実施する(病院整備の基本方針(骨子))	経営戦略推進担当課
83	5-②	パブリックコメントを実施する(六町エリアデザイン計画(案))	経営戦略推進担当課
84	5-②	「足立区公共施設等総合管理計画」策定のためのパブリックコメントの実施	施設再編整備計画担当課
85	5-②	パブリックコメントの実施	環境政策課
(25)	1-⑮ 5-②	足立区バリアフリー推進計画(重点整備地区選定の考え方)の策定	ユニバーサルデザイン担当課
86	5-③	ユニバーサルデザインデザイン推進会議の開催	ユニバーサルデザイン担当課
(26)	1-⑮ 5-④	足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区編)の策定	ユニバーサルデザイン担当課

件名	番号
おしべ通り道路改良工事(平成28年度分)	1

関連施策	ぐらし 1-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		ぐらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	都市建設部 道路整備室 工事課					
実施期間	平成28年8月～平成29年3月					
実施場所	おしべ通り(足立区鹿浜七丁目25番から鹿浜八丁目5番先)					
内容	既存の旧型マウントアップ形式の歩道を拡幅するとともに、段差をできるだけ少なくしたセミフラット形式の歩道に改善することで、だれもが安全で快適に通行できる空間を確保する。 平成26年度から平成30年度の5か年をかけて整備していく中で、平成28年度は第3期目の整備を行った。 【年次計画】					
実績効果	【整備状況】					
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>					
・交差点等歩道部の縦断勾配を緩くし、かつ、バリアフリーブロックや視覚障がい者誘導用シートを設置することで、障がい者や高齢者などだれもが安全に通行することが可能になった。 ・今後も、ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備を推進していく。						

件 名	番 号
ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する	2

関連施策	くらし 1-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
			●			
所管部課名	都市建設部みどりと公園推進室 みどり推進課					
実施期間	平成28年4月1日～平成 29年3月17日					
実施場所	入谷中央公園ほか10か所					
内 容	弘道一丁目ふれあい児童遊園、青和コミュニティ公園、青井公園、入谷中央公園 UDを取り入れた、だれでもトイレ及び、段差解消、点字誘導ブロックなどの整備					
		青和憩いの森公園ほか10か所 ピクトサイン（図記号）による利用案内及び、周辺地域の公園トイレ（だれでもトイレを含む）の位置がわかる総合案内板の整備				
	入谷中央公園 園路より広場に下りるスロープの設置					
実 効 績 果	・施設案内板により、地域のトイレ（だれでもトイレ含む）の所在を周知することができた。また、出入口や園路等の段差解消により、さまざまな公園利用者の動線が確保された。					

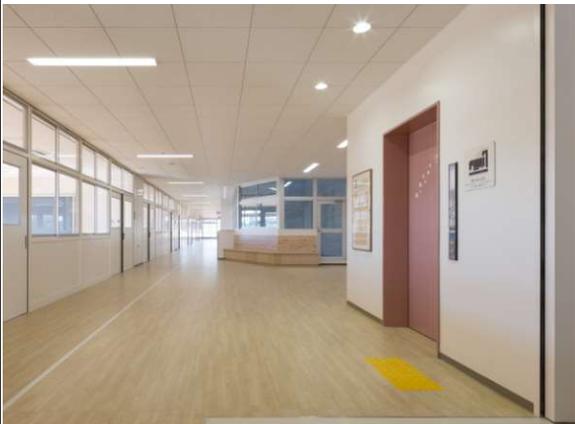
件名	番号
ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する	3

関連施策	暮らし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
所管部課名	資産管理部営繕管理課					
実施期間	通年					
実施場所	千住河原町住区センター ほか					
内容	足立区公共建築物整備基準に基づき、対象工事の施工に際し、ユニバーサルデザインの整備を行う。					
	千住河原町センター 館内サイン <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>多言語表記 総合案内板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>多言語表記 館内サイン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ユニバーサルデザイン 館内サイン</p> </div> </div>					
実績効果	・千住河原町住区センター大規模改修工事、江北地域学習センター大規模改修工事、精神障がい者自立支援センター新築工事及び中央本町四丁目第2アパート改築工事(足立福祉事務所、栗島住区センター)において実施。					

件名	番号
本庁舎北館トイレ改修	4

関連施策	暮らし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
		●				
所管部課名	資産管理部庁舎管理課					
実施期間	平成28年4月～平成29年3月					
実施場所	北館トイレ(西側地下2階～地上4階)、東側(地上1階～4階)					
内容	①北館トイレ改修工事による機能追加 ・北館2階西側だれでもトイレのオストメイト機能追加 ・男女、だれでもトイレへのベビーキープ設置 ・だれでもトイレへのおむつ替え新設 ・親子便座、ウォシュレットの新設 ・手洗い場の自動水栓新設 ・非常呼び出しボタン新設 ・手すりの設置					
						
	②中央館南館のトイレへの杖置き設置					
実績	・ユニバーサルデザインを取り入れたトイレを、北館へ一斉に設置することができた。					

件 名	番 号
ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備	5

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	学校教育部 学校施設課					
実施期間	平成28年4月～平成29年3月					
実施場所	関原小学校、伊興小学校、鹿浜五色桜小学校					
内 容	上記新築3校全てに昇降口等のバリアフリー化、だれでもトイレ・エレベーターの設置を実施した。 【写真(一例)】 鹿浜五色桜小学校昇降口  鹿浜五色桜小学校エレベーター 					
実効 績果	・新築3校全てに昇降口等のバリアフリー化、だれでもトイレ・エレベーターの設置を実施し、児童・生徒が安全かつ安心して過ごせ、地域住民にも使いやすい施設となった。					

件 名	番 号
保育園のトイレの改修	6

関連施策	暮らし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
		●				
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設運営課					
実施期間	平成28年4月～平成29年3月					
実施場所	六木保育園・元宿こども園第二園舎、西保木間保育園					
内 容	六木保育園(2台):和便器から洋便器へ改修を行った。					
						
	元宿こども園第二園舎:和便器から洋便器へ改修を行った。					
						
西保木間保育園:だれでもトイレを設置した。						
						
実 績 効 果	・これまで高齢の方や足の不自由な方に利用しづらいトイレだったが、運動会や保護者会などの際に快適に利用していただいている。					

件 名

番 号

「公共施設等整備基準 事前協議」の実施

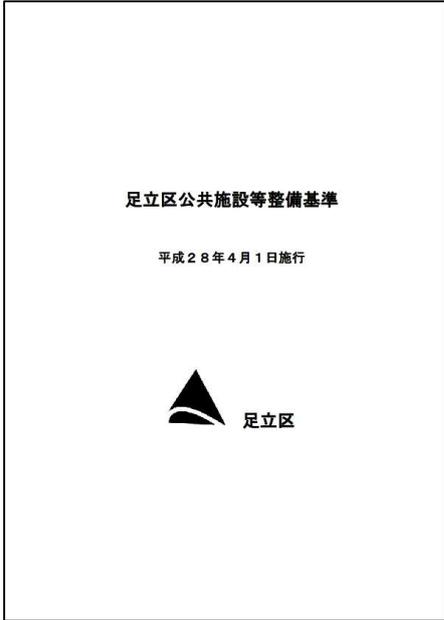
7

関連施策	くらし 1-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				

所管部課名	都市建設部 都市計画課
実施期間	通年
実施場所	足立区役所北館4階 都市計画課 窓口

各施設整備の事前協議においては、「足立区公共施設等整備基準」に基づき、対象項目・協議先チェック表を活用して、関係各課と協議をしている。

ユニバーサルデザインに関しては、「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」を活用しながら協議をし、指導している。

内 容	 <p>足立区公共施設等整備基準 平成28年4月1日施行 足立区</p>	 <p>別表第1-2 (第10条・第13条関係) ユニバーサルデザイン導入チェックリスト</p>
	<p>【足立区公共施設等整備基準】</p>	<p>【ユニバーサルデザイン 導入チェックリスト】</p>

実績効果

- 平成28年度の足立区公共施設等整備基準の事前協議件数は39件である。
- 高齢者や障がい者等だれもが利用しやすい施設整備を指導することができ、ユニバーサルデザイン導入チェックリスト適合率は、目標値の90%を上回る94%(平均)を達成した。
- 今後とも、「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」に基づき、関係各課と連携しながら工事担当部局と協議を行っていく。

件 名	番 号
「東京都福祉のまちづくり条例」の届出	8

関連施策	くらし 1-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	障がい福祉課					
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日					
実施場所	民間施設					
内 容	東京都福祉のまちづくり条例では、特定都市施設(都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のもの)を新設または、改修する場合に、工事着手する日の30日前までに、整備基準を踏まえた届出をするよう定めている。(建築確認が必要な施設については、建築確認に先立って届出が必要) 届出が整備基準に適合していない場合には、必要な助言・指導を行うことにより、ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進している。					
	●小規模建築物の整備基準について 生活に身近な店舗等のうち、用途に供する部分の床面積が200㎡未満のもの(小規模建築物)については、小規模建築物の実態に合わせた整備基準を設けている。					
小規模建築物の整備基準(抜粋)						
出入口		幅 80cm以上				
便所		次に掲げる構造の便房を1以上設置 ・腰掛け便座、手すり等を適切に配置 ・車いす使用者が利用することができるような空間の確保 ・直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの車いす使用者が通行可能な経路を確保				
敷地内の通路		幅 120cm以上				
		車いす使用者が通行の際支障となる段差を設けないこと				
※敷地の状況等により整備基準による整備が困難である場合には、管理者の介助などで対応し、高齢者、障がい者等が利用できるようにする必要がある。						
実 効 績 果	・特定都市施設の新設・改修時に、「東京都福祉のまちづくり条例」の整備基準を踏まえた届出を45件受理し、必要な指導・助言を行うことにより、ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備推進を図ることができた。					

件 名	番 号
事業者のユニバーサルデザインに配慮した店舗改修	9

関連施策	くらし 1-④	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	産業経済部中小企業支援課					
実施期間	平成28年9月1日～平成28年12月22日					
実施場所	あだち産業センター 中小企業支援課					
内 容	<p>【概要】 区内小規模事業者のうち、足立区で引き続き3年以上事業を営み、かつ区内で経営改善計画を実行する個人事業者もしくは法人を対象に、経営改善計画の策定支援と計画実行に対しての補助を行う。</p> <p>【内容】 設備等導入費補助コース及び店舗改修費補助コースの2つのコースで、2分の1助成で上限60万円を補助する。 助成の実績 設備等導入費補助コース46件 店舗改修費補助コース11件 店舗改修コースの助成内容には、ユニバーサルデザインに配慮した改修費も含めて助成を行っている。</p>					
						経営相談員と相談する事業者
実 効 績 果	・店舗改修費補助コース11件のうち1件は段差のないトイレに改修して、さまざまな方が利用できるようになったことから、集客力向上につながった。					

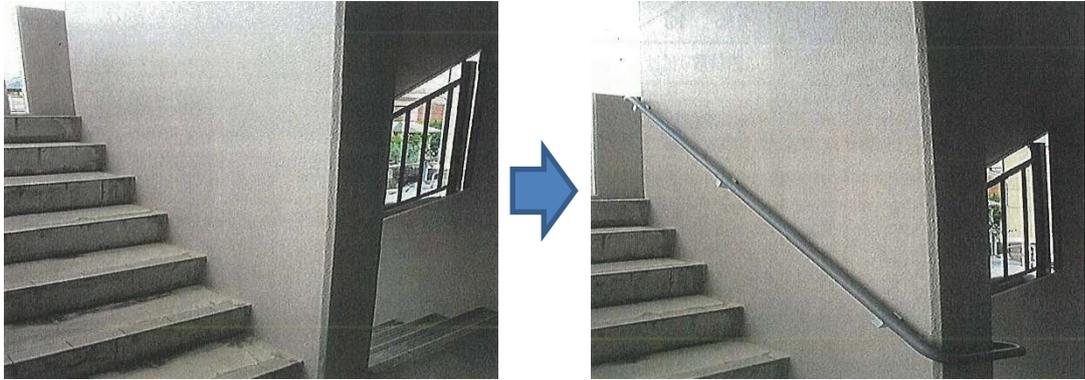
件 名		番 号
	自転車駐車場の4か国語標記の案内表示板設置	10

関連施策	くらし 1-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	都市建設部 交通対策課					
実施期間	① 平成28年8月24日～平成29年3月10日 ② 平成29年1月20日～平成29年3月28日					
実施場所	① 綾瀬南自転車駐車場 ② 千住大橋自転車駐車場					
内 容	綾瀬南自転車駐車場、千住大橋自転車駐車場の新設に伴い、4か国語(日本語、英語、中国語、韓国語)標記の案内表示板を設置した。 2段式ラックの利用方法をイラスト等で案内した。					
	<p>① 綾瀬南自転車駐車場</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>〈設置箇所〉</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>〈イラスト〉</p> </div> </div> <p>② 千住大橋自転車駐車場</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>〈設置箇所〉</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>〈案内表示板〉</p> </div> </div>					
実効 績 果	・英語、中国語、韓国語を使用する人も自転車駐車場を利用しやすくなった。					

件名	番号
住宅設備改善費の給付	11

関連施策	暮らし 1-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す															
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり											
所管部課名	福祉部障がい福祉課																
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日																
実施場所	障がい者の自宅																
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の障がい者の日常生活を容易なものとするため、住宅の一部を改善する場合に助成します。 ・ 新築の場合は屋内移動設備の設置のみ対象となります。 ・ 65歳以上の方は、屋内移動設備のみ本事業の対象となり、それ以外は介護保険給付での対応となります。 ・ 65歳未満の介護保険対象者も保険給付が優先されますが、保険給付のみでは不足する場合、改修前に申請いただくと、介護保険からの給付額を差し引いた額について助成が受けられます。 ・ 給付種目と対象者、助成額は下表のとおりですが、世帯の課税状況に応じて一部自己負担額があります。 																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">給付種目</th> <th style="width: 50%;">対象者</th> <th style="width: 30%;">助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模住宅改修</td> <td>学齢児以上65歳未満で下肢または体幹にかかる障がいの程度が3級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(ただし特殊便器への取替えは上肢障害2級以上) 難病で下肢または体幹機能に障がいのある方</td> <td style="text-align: center;">200,000円</td> </tr> <tr> <td>中規模住宅改修</td> <td>学齢児以上65歳未満で下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者</td> <td style="text-align: center;">641,000円</td> </tr> <tr> <td>屋内移動設備</td> <td>学齢児以上で上肢、下肢または体幹の機能障がいを有し、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が身体障害者手帳1級の方及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(65歳以上も対象になります)</td> <td style="text-align: center;"> 機器本体・付属機器 979,000円 設備費 353,000円 </td> </tr> </tbody> </table>					給付種目	対象者	助成限度額	小規模住宅改修	学齢児以上65歳未満で下肢または体幹にかかる障がいの程度が3級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(ただし特殊便器への取替えは上肢障害2級以上) 難病で下肢または体幹機能に障がいのある方	200,000円	中規模住宅改修	学齢児以上65歳未満で下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者	641,000円	屋内移動設備	学齢児以上で上肢、下肢または体幹の機能障がいを有し、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が身体障害者手帳1級の方及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(65歳以上も対象になります)	機器本体・付属機器 979,000円 設備費 353,000円
	給付種目	対象者	助成限度額														
	小規模住宅改修	学齢児以上65歳未満で下肢または体幹にかかる障がいの程度が3級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(ただし特殊便器への取替えは上肢障害2級以上) 難病で下肢または体幹機能に障がいのある方	200,000円														
中規模住宅改修	学齢児以上65歳未満で下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上、及び補装具として車いすを交付された内部障がい者	641,000円															
屋内移動設備	学齢児以上で上肢、下肢または体幹の機能障がいを有し、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が身体障害者手帳1級の方及び補装具として車いすを交付された内部障がい者(65歳以上も対象になります)	機器本体・付属機器 979,000円 設備費 353,000円															
・ 在宅の重度障がい者が生活しやすいように住宅を改修することによって、生活の質を向上し、日常生活の利便を図ることができた。																	
実 績 効 果	・ 在宅の重度障がい者が生活しやすいように住宅を改修することによって、生活の質を向上し、日常生活の利便を図ることができた。																

件 名	番 号
住宅改良助成制度	12

関連施策	くらし 1-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	都市建設部 建築室 住宅課					
実施期間	通年					
実施場所	区内全域					
内 容	16件 1,449千円。 (内訳:戸建住宅及び共同住宅の専用部 6件、分譲マンションの共用部 10件)					
	【住宅改良事例】 《階段の手すり設置》					
						
	《分譲マンション共用部の段差解消》					
						

	<p>【助成対象】 ①自己所有で自己居住の住宅(分譲マンションの専用部分含む) ②分譲マンションの共用部分</p> <p>【対象工事】 住宅改良工事のうち、次の内容を含むもの ①住宅内のバリアフリー化のため、敷居などの段差解消や手すりを設置する工事 ②多世代同居のための間取り変更工事 ③分譲マンションのエントランスへのスロープ設置や共用階段の手すり設置</p> <p>【助成要件】 ①同一の改良でこの助成を受けた方がいない世帯 ②特別区民税を滞納していない方 ③段差解消工事・手すりの設置工事は、65歳以上の方がいない世帯 (分譲マンションの共用部分を除く)</p> <p>【助成金額】 対象工事金額(消費税除く)×20%(限度額30万円、千円未満切り捨て)または、箇所別上限額と比較して低い額</p> <p>【助成できない工事】 ①新築・改築工事 ②併用住宅で店舗・事務所・作業場の部分 ③介護保険などの他の給付制度を利用する工事 ④申請前に工事を始めている場合</p>
<p>実 績 効 果</p>	<p>・戸建住宅及び共同住宅の専用部は5件が段差解消・手すり設置、1件が間取り変更工事であった。分譲マンションの共用部は10件が段差解消・手すり設置工事であった。</p> <p>・助成制度をまとめた「住まいるインフォメーション」を全面改定し事業PRした結果、前年度実績を上回り、区民の居住の安全安心につながっている。</p>

件 名	番 号
要支援・要介護認定者の住宅改修	13

関連施策	くらし 1-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	福祉部介護保険課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区内					
内 容	28年度の住宅改修費支給実績 1960件 171,773,174円					
	<p>【対象者】 介護保険の認定で、要支援・要介護と認定された者</p> <p>【対象工事】 要支援・要介護認定者の身体状況により、必要と認められた自宅における下記の工事(*新築・改築は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差や傾斜の解消 ・滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更 ・開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去 ・和式から洋式への便器の取り替え ・その他これらの各工事に付帯して必要な工事 <p>【利用限度額】 原則1回限り20万円まで(1割または2割の利用者負担あり) *1回の改修で20万円を使い切らずに数回に分けて使用することも可 *転居した場合や介護度が著しく高くなった場合、再度支給可</p>					
実 績 効 果	・住宅改修により、要支援・要介護認定者の住環境を改善することに貢献し、施設等に入所することなく、住み慣れた土地・家で、より安全に生活し続けることを可能にした。					

件 名	番 号
区営住宅改修事務	14

関連施策	暮らし 1-⑦	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す										
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり						
		●										
所管部課名	都市建設部 建築室 住宅課											
実施期間	平成29年2月17日まで											
実施場所	足立区伊興町本町 1-7-1、-2											
内 容	伊興町前沼アパート 1号棟及び2号棟に対して、エレベーター及びスロープの設置を平成29年度工事にて実施するための設計を完了した。 エレベーター設置の概要は、下表のとおりである。											
	表 エレベーター設置概要											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エレベーター</td> <td> 4人乗りエレベーター(乗用) 防犯窓付・防犯カメラ付 地震管制運転装置(P+S波) 停電時自動着床装置付 </td> </tr> <tr> <td>スロープ</td> <td> 勾配1/12以下 幅120cm以上 </td> </tr> </tbody> </table>						項目	仕様	エレベーター	4人乗りエレベーター(乗用) 防犯窓付・防犯カメラ付 地震管制運転装置(P+S波) 停電時自動着床装置付	スロープ	勾配1/12以下 幅120cm以上
項目	仕様											
エレベーター	4人乗りエレベーター(乗用) 防犯窓付・防犯カメラ付 地震管制運転装置(P+S波) 停電時自動着床装置付											
スロープ	勾配1/12以下 幅120cm以上											
	また、平成28年12月2日(金)に居住者説明会を開催し、住宅課・住宅更新担当課・営繕管理課及び設計事務所より、以下の項目について説明した。											
	① 設計趣旨 ② スケジュール ③ 平面計画 ④ 立面計画 ⑤ 仮設計画 ⑥ 質疑応答について											
	特に、居住者が心配していたエレベーター及びスロープの設置位置については、既存建築物への設置であるため、様々な制約を受けることや使用者の利便性を考えて、設置可能な範囲の中で配置したことを説明し、理解を得ることができた。											
実 績 効 果	・エレベーター設置工事の設計が完了したことにより、平成 29 年度工事において公営住宅の共用部にエレベーター及びスロープを設置し、道路から住戸までの段差解消ができ、居住環境の改善を達成することができる。											

件 名	番 号
駅前における放置自転車対策	15

関連施策	くらし 1-⑧	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	都市建設部 交通対策課					
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日					
実施場所	区内鉄道各駅					
内 容	<p>駅前周辺の半径約300mの地域を自転車等放置禁止区域に指定し、自転車駐車場への誘導などの街頭指導や、長時間放置されている自転車について、警告の札付け及び撤去活動を実施している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 放置自転車に警告の付札 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 放置自転車の撤去活動 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;">   </div>					
実 績 効 果	・東京都による駅前放置自転車の現況と対策調査の結果、駅前における自転車の放置率は0.3%で5年連続23区最少となった。 (放置率推移)H24:0.5%→H25:0.5%→H26:0.5%→H27:0.5%→H28:0.4%					

件 名	番 号
ユニバーサルデザインに関する施策の実施	16

関連施策	くらし 1-⑨	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				
所管部課名	福祉部障がい福祉課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区内					
内 容	・国、東京都、鉄道事業者と協働して、区内鉄道駅のバリアフリー化を図る。					
		<p style="text-align: center;">＜施工前＞ 西新井駅上りホーム5番線側</p> <p>内方線がないために、視覚障がい者がホームの内側、外側が分からず、誤ってホームから転落してしまう恐れがある。</p>				
	<p style="text-align: center;">＜施工後＞ 西新井駅上りホーム5番線側</p> <p>内方線(点状ブロックの内側にある棒状の突起)があることにより、視覚障がい者がホームの内側を判別でき、転落事故防止につながる。</p>					
実 績 効 果	・東武鉄道の五反野駅及び西新井駅に内方線付き点状ブロックの整備をすることができ、視覚障がい者の方の安全に配慮をすることができた。					

件 名	番 号
障がい者への様々な移動手段を確保する	17

関連施策	くらし 1—⑩	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	障がい福祉課					
実施期間	平成 28 年度					
実施場所						
内 容	<p>① 自分ひとりでは移動(外出)することが困難な障がい者(児)に対して、ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の円滑な社会参加を促進する事業。この事業を利用することで、障がいの有無にかかわらず外出が容易になり、障がい者(児)の活動の場が広がった。</p> <p>② 自分ひとりでは生活介護施設等に通所することができない重度心身障がい者に通所バスを配車し、日中活動の場への交通手段を提供する事業。1台のバスを複数の施設で利用することで、効率的に運行している。</p> <p>③ 福祉車両等を運行する非営利の民間団体に助成を行い、一般交通機関の利用が困難な障がい者等に対して、移動の手段を確保し、外出の機会を促進させた。当事業を実施していた唯一の団体が保有する福祉車両の老朽化等により事業存続困難となったため、28年度で本事業を終了。利用者は福祉タクシー等、他の移動サービスにスムーズに移行した。</p> <p>④ 外出困難な心身障がい者に、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るために、東京23区・武蔵野市・三鷹市で利用できる福祉タクシー券を交付した。</p> <p>⑤ 身体障がい者が自己もしくは同居する家族の所有する自動車または原動機付自転車により外出した場合、その燃料費の一部を助成した。</p> <p>⑥ 身体の障がいのため、一般の三輪自転車などが利用できない方に対し、身体障がい者用三輪自転車の購入費などの一部を助成した。</p> <p>⑦ 身体・知的障がい者が自動車運転免許を取得する際、費用の一部を助成した。</p> <p>⑧ 自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造し、4肢のうち2肢に障がいがあっても自動車の運転ができるようにする事業。「両手のみ動かすことができる」「両足のみ動かすことができる」「片手と片足のみ動かすことができる」等の障がいに対して対応が可能。この改造により、障がい者の移動環境が大きく改善し、行動範囲の拡大につながった。</p>					
実 績 効 果	・一般交通機関の利用が困難な障がい者に対し、移動の手段を確保することにより、障がい者の社会参加の促進を図ることができた。					

件名	番号
中央館3階、北館1階カウンター及びサイン変更	18

関連施策	ぐらし 1-⑪	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		ぐらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	資産管理部庁舎管理課					
実施期間	平成28年9月～平成29年3月					
実施場所	北館1階及び中央館3階					
内容	足立福祉事務所移転工事実施時に、カウンター及び天吊りサインを変更した。					
	着座を基本としたカウンター設置 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>					
	大きい文字、多言語表記 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>		カウンターへの連番記載、多言語表記 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>			
	その他 トイレ表示の新設 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>					
実績効果	・番号表示、課名拡大表示により、目的の部署への案内が容易になった。 ・北館は赤、中央館は緑、南館は青というカラーによる案内がよりはっきりしたものとなった。					

件名	番号
住区センターの案内サインを整備	19

関連施策	暮らし 1-⑪	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
		●			○	
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課					
実施期間	平成28年8月～					
実施場所	栗島住区センター					
内容	・栗島住区センターの大規模改修に伴い、案内板・館内サインをユニバーサルデザインや多言語(英語・中国語・韓国語)に対応させた。 ○施工後					
			←内部の案内板↓			
						
			←施設への案内板			
実績	・住区センターに来る外国人の方に対して、わかりやすい案内板を作成した。					
効果						

件名	番号
精神障がい者自立支援センター新築に伴う案内表示	20

関連施策	くらし 1—⑪	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	中央本町地域・保健総合支援課					
実施期間	平成28年4月～12月					
実施場所	精神障がい者自立支援センター					
内 容	<p>精神障がい者自立支援センター新築工事に伴い、だれにでもわかりやすい案内サインを設置した。↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>↑ 正面玄関案内板と主要な部屋のドアに日・英・中・韓の4か国語の表記をした。</p> <p>ピクトサイン(図記号)をトイレに限らずに掲示してわかりやすい案内とした。↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>↑ 正面玄関ドア上部に視覚障がい者向けの音声誘導装置を設置した。</p>					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> 案内板は多言語に加え、色分けによりわかりやすい表示となった。ピクトサインも一目で部屋の用途が理解できるものとなっている。 視覚障がいを始め、多種の障がい者が利用しやすい施設となった。 					

件 名	番 号
歩行者用観光案内標識の情報更新	21

関連施策	ぐらし 1-⑫	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		ぐらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	産業経済部産業政策課					
実施期間	平成28年7月1日～平成28年12月31日					
実施場所	区内の歩行者用観光案内標識の設置場所					
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・1基更新予定については、地図掲載情報の大きな変更等がなく盤面全体を更新する必要性がなかったこと、老朽化等によって更新が望ましい状況にないことから、更新は不要と判断した。 ・足立区観光交流協会とともに区内の観光案内版設置場所の現地調査を行い、掲載情報の時点修正の必要性の有無を確認し、うち1か所の案内板について時点修正を行った。 					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・誤解を招きやすいサインの表現を修正することにより、歩行者が利用しやすい案内とすることができた。 					

件名		番号				
ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する		22				
関連施策	くらし 1-⑫	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
		●			○	
所管部課名	都市建設部都市計画課					
実施期間	平成28年4月～平成29年3月					
実施場所	五反野・梅島周辺、北千住・綾瀬地区					
内容	区内サイン表示内容の修繕を実施し、施設更新や名称変更に伴う、既存サインの表示内容の時点修正を行った。 ○五反野・梅島周辺:12枚 ○北千住・綾瀬地区:50枚					
						
	写真:五反野駅前		梅島駅周辺			
実績効果	区内サイン表示内容の時点修正を行い、多言語、色彩などユニバーサルデザインを考慮した最新の情報に更新した。					

件名	番号
光警報装置設置	23

関連施策	ぐらし 1-⑬	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		ぐらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	資産管理部庁舎管理課					
実施期間	平成28年9月～平成29年3月					
実施場所	本庁舎南館1階～13階					
内容	本庁舎に聴覚障がいに対応した火災警報器(光警報装置)設置 南館 108か所 ① エレベーターホール(南館総合エレベーター、南館階段横(8号機エレベーター))					
						
実績効果	② トイレへの設置 					
	・高齢者や障がい者等が安心して生活を営み、社会参加することができるよう、火災に対する安全性が向上した。					

件 名	番 号
音声情報や触知情報による誘導装置を設置する	24

関連施策	暮らし 1—⑬	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	資産管理部営繕管理課					
実施期間	通年					
実施場所	千住河原町住区センター、江北地域学習センター ほか					
内 容	各施設の大規模改修工事に合わせ、音声誘導装置の設置や触知情報による案内を整備する。 千住河原町住区センター 音声誘導装置  江北地域学習センター 音声誘導装置 					
実 績 効 果	・千住河原町住区センター大規模改修工事、江北地域学習センター大規模改修工事、精神障がい者自立支援センター新築工事及び中央本町四丁目第2アパート改築工事(足立福祉事務所、栗島住区センター)において実施。					

件名	番号
足立区バリアフリー推進計画 (重点整備地区選定の考え方)の策定	25

関連施策	くらし1-⑮ しくみ5-②	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				●
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課					
実施期間	平成28年4月～平成28年7月					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>●足立区バリアフリー推進計画(重点整備地区選定の考え方)</p> <p>重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めるべき地域として、「重点整備地区となる地域」を選定し、区全域の方針を定めた「足立区バリアフリー推進計画(重点整備地区選定の考え方)」を平成28年7月に策定した。</p> <p>【定める事項】</p> <p>①「特定地域」と「重点整備地区となる地域」を選定</p> <p>②「特定地域」と「重点整備地区となる地域」のバリアフリー方針</p> <p>③区全域の施設等のバリアフリー方針と心のバリアフリー方針</p> <p>【重点整備地区となる地域】</p> <p>北千住駅周辺、綾瀬駅周辺、区役所周辺、西新井駅周辺、竹ノ塚駅周辺</p> <p>●パブリックコメントの実施</p> <p>本計画の策定にあたってはパブリックコメントを実施し、広く区民に意見を募集した。</p> <p>・周知方法 : あだち広報(4月10日)、区ホームページ</p> <p>・意見募集期間 : 平成28年4月20日から5月20日まで</p> <p>・実施結果 : 2名の方から8件の意見をいただいた。</p> <p>・結果の周知 : 区のホームページ</p>					
実 績 効 果	<p>・平成27年度に障がい者、子育て中の方等区民の方々と検討した、足立区内におけるバリアフリーの基本的な考え方について、パブリックコメントを実施し、修正検討を行った後、策定することができた。</p>					

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">件 名</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">番 号</div>
足立区バリアフリー地区別計画 (区役所周辺地区編)の策定	26

関連施策	暮らし1-⑮ しくみ5-④	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		●				●
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課					
実施期間	平成29年8月～平成30年3月					
実施場所	区役所周辺地区					
内 容	<p>■足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区編)の策定 足立区バリアフリー推進計画(重点整備地区選定の考え方)に基づき、区役所周辺地区の地区別計画を検討し、平成29年3月に策定した。</p> <p>【定める内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活関連施設:バリアフリー化の対象とする施設 ②生活関連経路:生活関連施設を結ぶバリアフリー化の対象とする経路 ③重点整備地区の区域:生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域 ④整備方針:生活関連施設と生活関連経路をバリアフリー化するための方針 ⑤特定事業:整備方針に基づき、施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業 <p>■まちあるきの実施 実施日程 : 平成28年9月13日 参加人数 : 22名</p>					
						
	施設の内部点検状況		区道の点検			
実 績 効 果	・区役所周辺地区のバリアフリー地区別計画を検討するにあたり、区民部会4回、事業者部会2回、バリアフリー協議会2回を開催し、様々な方から意見をいただきながら策定した。					

件名	番号
事業所向けユニバーサルデザイン関連セミナーの実施	27

関連施策	もの 2-①	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	産業経済部中小企業支援課					
実施期間	平成28年8月2日、平成28年4月8日～平成29年1月20日					
実施場所	東京電機大学 東京千住アネックス プレゼン室 あだち産業センター3階交流室					
内 容	<p>【産学公連携事業・福祉・介護関連製品開発勉強会】</p> <p>区内企業(足立ブランド企業8人、介護事業者3人)が参加し、福祉・介護関連製品開発勉強会を実施した。</p> <p>福祉・介護製品に関連のあるユニバーサルデザインについて、ユニバーサルデザイン担当課長によるセミナー及びグループディスカッションを行った。なお、ユニバーサルデザインの製品の展示や紹介も行った。</p>					
	<p>【あだち若手経営者ゼミナール】</p> <p>あだち新製品開発講座は、自社の得意分野を生かした独自製品を開発するために、4月から9ヶ月間に渡って、開発方法、権利の守り方、プレゼン方法などを実践的に学ぶ講座。平成28年度は18回開催。9社15製品を開発し、タスクものづくり大賞に出展した。</p>					
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">優秀賞受賞</div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 商品名: にやつぶ 内 容: ペットボトルのキャップを開けやすくする、 かわいい補助具 </div>				
実 績 効 果	・グループディスカッションでは、ユニバーサルデザインに関連した製品開発の内容についての議論が行われた。また、あだち若手経営者ゼミナールでは、各社真剣に製品開発に取り組み、タスクものづくり大賞に出展し、優秀賞を受賞した。					

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">件 名</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">番 号</div>
区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の 普及を支援する	28

関連施策	もの 2-②	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しゅみ づくり
			●			
所管部課名	産業振興課					
実施期間	通年					
実施場所	区役所等					
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・区内企業のPRの場である展示会や見本市への出展支援(ブースの確保や出展経費の助成)を行う。 ・展示会や見本市等へ出展する機会を作ることで、区内企業の優秀な技術や製品をPRする。 					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・出展支援することで、各出展企業が展示会や見本市に出展しやすい環境を作ることができた。 ・展示会や見本市へ継続出展することで、バイヤー等への認知度が高まり、大型商業施設での販売会の出展依頼や商談へとつなげることができた。 					

件 名	番 号
ユニバーサルデザイン関連製品の展示	29

関連施策	もの 2-②	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課					
実施期間	4/19～4/20、8/2、8/26、12/3～12/8					
実施場所	足立区役所、東京電機大学等					
内 容	<p> ■ユニバーサルデザイン製品アトリウム展示 日程:4月19日～20日 場所:足立区役所アトリウム 見学者:約60名 内容:開庁時間の間、職員1人を配置し来庁者にUD製品やパンフレットの配布を実施した。 </p>  <p> ■福祉介護関連製品開発勉強会 日程:8月2日 場所:東京電機大学アネックス 見学者:約20名 内容:区内事業者の勉強会にて展示。UD製品に真剣な眼差しを向けていた。 </p>  					

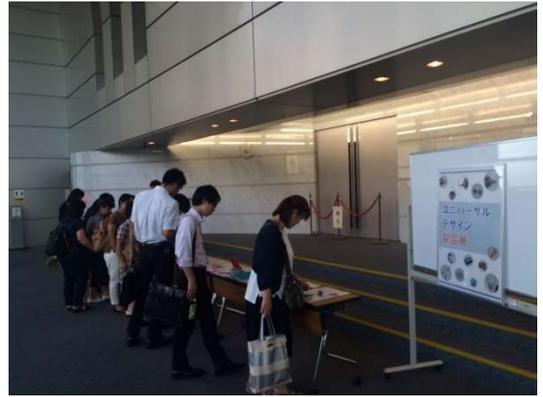
■ユニバーサルデザイン講演会

日程:8月26日

場所:足立区役所庁舎ホール前

見学者:約100名

内容:講演会会場前にて展示。
歩車道境界ブロックの改良版の
模型を作成し、車いすでの段差
体験を行った。



■障がい者週間展示

日程:12月3日~8日

場所:足立区役所アトリウム

見学者:約100名

内容:展示期間が長く、職員が常駐
できなかったため、シールによる
簡単なアンケートを実施。



実績
効果

・様々な機会をとらえて、ユニバーサルデザインの啓発を行うことができた。特に、歩車道の段差体験については、健常者であっても気にしている方が多く好評であった。

件 名	番 号
ユニバーサルデザインのまちづくり講演会	30

関連施策	ひと 3-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	総務部 総務課					
実施期間	平成28年8月26日					
実施場所	足立区役所 庁舎ホール					
内 容	足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例の施行(平成24年12月)に伴い、ユニバーサルデザインへの理解を深めるため講演会を開催した。 【内容】 ・先進企業(東京ディズニーリゾート)の取り組みについて ・ユニバーサルデザイン商品の展示 【テーマ】 「東京ディズニーリゾートにおけるユニバーサルデザインの取組み」 (株)オリエンタルランド バリアフリープロデューサー 野口 浩一 様					
						
						
実 績 効 果	・職員(250名)、他区職員(30名)、区民(12名)、ユニバーサルデザイン推進会議委員(2名)の参加があった。 ・先進企業(東京ディズニーリゾート)より講師を迎え、取り組み事例を具体的に紹介することで、ユニバーサルデザインを身近に感じてもらい、理解を深める一助となった。 ・ユニバーサルデザイン商品の展示を行い、実際に触れてもらい、試してもらった。					

件 名	番 号
ユニバーサルデザイン出張講座を実施する	31

関連施策	ひと 3-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
				●		○

所管部課名 都市建設部ユニバーサルデザイン担当課

実施期間 1/26、2/8

実施場所 花畑小学校、花保小学校

■出張講座「みんなでつくろうユニバーサルデザインのまち」の実施



花畑小学校 5年1組、2組
計:57名

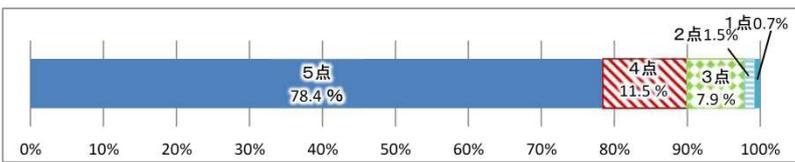


花保小学校 5年1組、2組、3組
計:84名

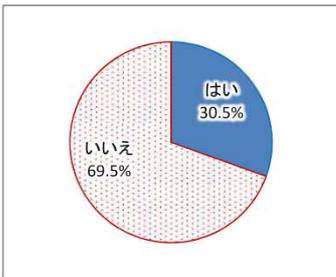
内 容

■小学生へのアンケート結果

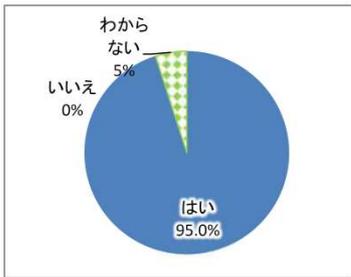
問1 話は分かりやすかったですか？



問2 「ユニバーサルデザイン」という言葉は知っていましたか？



問3 「心づかい」をしようと思いましたか？



実 績
効 果

件名		番号
	学びやすい学習環境の整備	32

関連施策	ひと 3-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●	○	
所管部課名	学校教育部教育指導課					
実施期間	通年					
実施場所	区立小・中学校					
内 容	ユニバーサルデザインの導入(だれもが学びやすい環境づくり) 授業中、児童・生徒の視覚に入る教室の前面を、必要最小限の 掲示物とすることで、視覚的刺激を取り除き、集中力を高め られるようにしている。					
						学習環境のユニバーサルデザイン化
実 績 効 果	・黒板の全面を整理したことで、授業中の児童・生徒の集中力を高めることができた。 ・児童・生徒にとって便利でわかりやすい教室環境にするために、全校で掲示方法、 掲示場所を統一した。					

件 名	ユニバーサルデザイン庁内推進委員会の実施	番 号
		33

関連施策	ひと 3-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	都市建設部都市計画課、ユニバーサルデザイン担当課、総務部総務課、福祉部障がい福祉課					
実施期間	平成28年7月12日～平成29年2月24日					
実施場所	足立区役所					
内 容	庁内の各部・室より18名の職員を庁内推進委員とし、全4回にわたりユニバーサルデザインについて学習、検討を行った。					
	<p>○第1回 ガイダンス(平成28年7月12日) 庁内推進委員の活動計画や目的について説明をするとともに、ユニバーサルデザインの基礎知識や足立区が進めるユニバーサルデザインの事例を学んだ。</p> <p>○第2回 障がい者や関係者との意見交換会 (平成28年8月23日) 足立区障害者団体連合会の協力をいただき、様々な障がいを持つ方々の実体験を直接伺うことができた。職員の障がいに対する理解を深めることができた。</p> <p>○第3回 疑似体験会(平成28年11月18日) 車いすや高齢者体験キットなどを使用し、障がい者や介助者として疑似体験を行った。その後、グループワークを行い、各自が感じたことを共有した。</p>					
						
	車いす体験	全盲体験	高齢者体験			
	<p>○第4回 啓発活動検討会 各職場での問題点等について共通認識を持ち、実際に何について、誰が困っていて、どのような改善ができるかを検討した。</p>					

実 績 効 果	<p>●庁内推進委員会後のアンケート(抜粋)</p> <p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成25年度から足立区ユニバーサルデザイン庁内推進委員会が設置されていたとのことだったが、自分自身が庁内推進委員になるまでユニバーサルデザインについてよく知らなかったので、今年度、ユニバーサルデザインについて理解を深めていきたいと思った。 <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none">・今回、障がいを持っている方の話を聞き、意見交換をして、様々な障がいを持っている方の暮らしに対応したユニバーサルデザインのまちづくりは、非常に難しいことであると感じました。区の職員として、ひとりでも多くの障がいを持つ方の支えになりたいとも意見交換をされていて感じました。・今まで窓口等での接客の際に、筆談や手話通訳を通じて障がい者の方の対応をしたことはあったものの、その接客が相手にどのように受け止められていたのかフィードバックをもらう機会はなかった。今回のグループワークを通じて、自分の経験を話し、意見をもらえたことで、今後の窓口対応等に反映できることも多いと感じた。 <p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none">・疑似体験会に参加させていただいて、第2回目の推進委員会で講師の方にご教授させていただいたことを身を以て学ばせていただきました。体験させていただいたことで、今まであまり考えられていなかったことを学ぶことが出来ました。今回学んだことを周りの職員に伝えたり、実際に障がいをお持ちの方と接する際に活かしていきたいと考えます。 <p>【第4回】</p> <ul style="list-style-type: none">・1回目から3回目まで研修を通じて得た知識を上手に活用し、課題解決のためのグループワークに望むことができた。メンバー間でも知識の共有が上手に図れ、普段の仕事内容を織り交ぜながら建設的ではなくより実践的な話し合いができた。
---------	---

件 名	番 号
職員のユニバーサルデザインに関する意識向上を図る	34

関連施策	ひと 3-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	政策経営部シティプロモーション課					
実施期間	平成28年4月～29年3月					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>■チラシ・ポスター等の広報物制作相談(年間393件)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>デザインだけでなく、コピーやコンセプト等も一緒に考えていく。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>相談・校正を繰り返し、受け取り手側に立ったポスターに変更した事例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ポスターちやれんじグランプリ!</p> </div> </div> <p>■チラシ研修(3回・計70名)、カメラ研修(1回20名)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①7/22,29 ②10/12 ③12/2,9</p>  <p>手書きのチラシ(ラフ)を制作中。シティプロ課職員が受講者に個別にアドバイスしていく。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>①2/3</p>  <p>場所、明暗、被写体に合わせたカメラの設定や撮影方法等の講義。</p> </div> </div>					
実 績	・デザイン研修、広報物制作相談により、伝わりやすい、手に取りやすい広報物の作成を心がけることを啓発することができた。					
効 果	・カメラ研修では、見た人を惹きつける写真撮影のコツを学ぶことができた。					

件名	番号
日本語ボランティア支援講座の実施	35

関連施策	ひと 3-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課					
実施期間	平成28年6月7日・14日・21日・28日・7月12日・26日・8月2日・9日全8回					
実施場所	梅田地域学習センター					
内容	区内で日本語学習教室を運営する日本語ボランティアを育成するため、支援(養成)講座を実施した。					
実績効果	<ul style="list-style-type: none"> ・初級講座(日本語ボランティア支援講座)を開催し、41人を養成した。 ・日本語の学習支援を行うため、日本語ボランティア教室で活動する新たなボランティアを育成し、日本語習得の体制強化に努めた。 					

第1回	6月 7日	多文化共生社会と地域日本語教育
第2回	6月14日	異文化で暮らす人たちとのコミュニケーションと日本語ボランティアの役割
第3回	6月21日	地域における日本語教室とは
第4回	6月28日	地域日本語教室における「文化を理解する力」
第5回	7月12日	地域日本語教室の居場所づくりに向けて
第6回	7月26日	参加型学習①「生活マップ」を使って
第7回	8月 2日	参加型学習②「生活マップ」を使って
第8回	8月 9日	まとめ 多文化共生に向けて～日本語ボランティアの役割

件 名	番 号
日本語ボランティア中級講座の実施	36

関連施策	ひと 3-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課					
実施期間	平成29年2月3日・10日・17日・24日 全4回					
実施場所	梅田地域学習センター					
内 容	日本語ボランティアの指導能力向上のため、現在活動中の日本語ボランティア教室代表者の意見も取り入れたカリキュラムを組み、スキルアップ講座を実施した。					
	第1回	2月 3日	「文法」ってどう教えたらいいの？①			
	第2回	2月10日	「文法」ってどう教えたらいいの？②			
	第3回	2月17日	「ひらがな」「カタカナ」ってどう教えたらいいの			
	第4回	2月24日	一日で完結できる教室活動			
実 績 効 果	・中級講座を開催し、支援講座受講後、日本語ボランティア教室で活動している日本語ボランティアを中心に43人のスキルアップを行った。 ・現在活動中の日本語ボランティアの指導力向上を通じて、学習者への支援強化へつながった。					

件 名	番 号
国際理解教育の推進	37

関連施策	ひと 3-⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課					
実施期間	通年					
実施場所	区立小中学校					
内 容	<p>外国の習慣・文化・歴史などの学びを通じて、多様性や違いを理解し受容することを目的として、外国出身の区民ボランティアを区立小中学校へ派遣し、ゲストティーチャーとして授業を行った。</p> <p>日本が海外で行っている国際貢献活動を理解し、世界の実情を知ることを目的として青年海外協力隊経験者を派遣し、ゲストティーチャーとして授業を行った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p><外国人ボランティア授業の様子></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><日本の国際貢献活動の授業の様子></p> </div> </div>					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・実施学校数 14、実施学年数 38、実施クラス数 84、授業を受けた児童・生徒数 2,507 人 ・児童・生徒が、異文化や国際貢献活動について知り、理解することで、文化的な違いを認め合い、互いに尊重する多文化共生社会への視野を育む機会をつくった。 					

件 名	番 号
「あだち国際まつり」の開催	38

関連施策	ひと 3-⑦	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課					
実施期間	平成28年11月3日					
実施場所	ベルmont公園					
内 容	<p>外国人と日本人が互いの文化を認め合い共に地域の構成員として暮らす多文化共生を目指す地域づくりの一環として、「あだち国際まつり2016」を下記のとおり開催した。</p> <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)世界の食・雑貨のテント <ul style="list-style-type: none"> ・世界各国の料理、民芸品の販売など (2)特設ステージ <ul style="list-style-type: none"> ・世界の音楽と踊り、ファッションショー ・災害への備えを日英中の三言語で説明 (3)陳列館内 <ul style="list-style-type: none"> ・国際貢献NPOの展示及び物販 ・日本のこどもあそび、英語紙芝居など (4)公園内 <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練・体験(初期消火・地震体験) ・弁護士、行政書士、社労士による外国人のための相談 ・東京電機大学外国人留学生会によるゲーム体験 					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者数 約 15,000 人 ・日本人区民と外国人区民が共に楽しみ、同じ時間を分かち合い、多様性を受容して交流を深める機会を設けられた。 ・防災に関する知識を周知することができた。 					

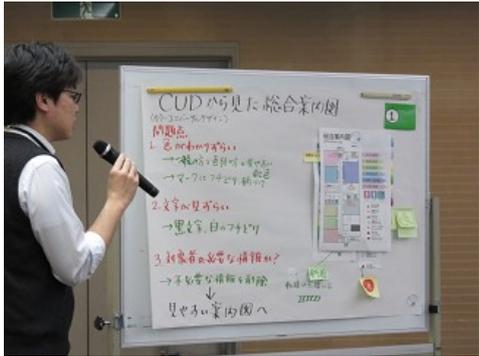
件 名	番 号
ユニバーサルデザイン啓発用パンフレットの配布	39

関連施策	ひと 3-⑧	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区役所 他					
内 容	■ユニバーサルデザイン製品アトリウム展示 10部 4/19・20		 アトリウム展示			
	■製品開発勉強会 約20部 8/2					
	■ユニバーサルデザイン講演会 約20部 8/26		 UD講演会 庁舎ホール前			
	■中学生職場体験 第十中学校 3名 6/30 東綾瀬中学校 3名 8/31 第七中学校 3名 9/20					
	■障がい者週間展示ブース 約30部 12/3～8		 障がい者週間 展示ブース			
	■出張講座 花畑小学校 57名 1/26 花保小学校 84名 2/8					
	■社会福祉講座 約50部 3/4		 出張講座			
実 績 効 果	・パンフレットを配布することにより、区民や事業者にユニバーサルデザインの理念について啓発することができた。 ・生徒・児童に対してユニバーサルデザインについて考えるきっかけづくりをすることができた。					

件名	文書管理基礎研修でカラーユニバーサルデザインの周知	番号	40
-----------	----------------------------------	-----------	-----------

関連施策	ひと 3-⑨	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #f06292;">くらしの場づくり</td> <td style="background-color: #ff9800;">ものづくり</td> <td style="background-color: #4db6ac;">ひとづくり</td> <td style="background-color: #2196f3;">サービス情報づくり</td> <td style="background-color: #9c27b0;">しくみづくり</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり			●	○	○				
くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり											
		●	○	○											
所管部課名	総務部 総務課														
実施期間	平成28年6月6日午前・午後 計2回 ②通年														
実施場所	足立区役所南館13階 大会議室A														
内 容	<p>① 例年実施している文書管理基礎研修にカラーユニバーサルデザインの内容を取り込み、周知を図った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>第4 分りやすい印刷物の作成</p> <p>1 ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドラインについて この冊子には、印刷物を作成する際に配慮すべき項目とその内容の例を掲載している。印刷物の作成する印刷物については、配慮すべき各項目を必ずチェックし、可能な限り掲載されている内容に沿って作成することが望まれる。</p> <p>【配慮すべき項目】 文字、図記、表紙、目次、配色、目の不自由な方や外国の方への情報提供 絵・写真・イラスト</p> <p>2 カラーユニバーサルデザインとは 日本では約350万人（男性約300万人、女性約50万人）が色覚または型色覚の異常者である。この人たちは徐々に増えていき、ピンクと赤色の区別がつかないなどの特性を有している。 印刷物の立場に立って、色覚の異常者に対する配慮が求められるようになる。</p> <p>たデザインをカラーユニバーサルデザインにするには、 かじめ金で人が判別しにくい、 カラーユニバーサルデザインは、 ※ バリアフリーとの考え方の違い</p> <p>※ カラーユニバーサルデザイン</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>4 足立区の取組</p> <p>(1) 「カラーユニバーサルデザインガイドライン」の配布（全所長・全課長向け） (2) 別途印刷物作成関係者の集まりにカラーユニバーサルデザインチェックリストを印刷、文書係が確認する仕組み。 (3) パリアントール（障がい者体験会）、パンケーキ（障がい者体験会）の実施し、 (4) 「Eye Labo」の導入（2ヵ所 視覚検査室1ヵ所1台） (5) カラーユニバーサルデザイン推進を推進し、職員による印刷物配色チェックに必要な知識や技術の研修を図る。（平成26年度から実施）</p> <p>5 CUDマーク（確認マーク）付きの主な印刷物 (1) 高だも紙製マシナ (2) 資源とごみの分け方・出し方（冊子版、ポスター版） ※ CUDマークの発行について 確認マークの発行は、IPFの法人カラーユニバーサルデザイン推進の事業として実施されている。本センター推進と併せてよりCUDが実現できた印刷物も確認された場合、確認マークが発行される。ただし、1件1.2万円の料金がかかる。</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">【研修資料抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">カラーユニバーサルデザインチェックリスト</p> <p>心のけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 読みやすいよう文字体、大きさ、太さ、内容を心がけました。 <input type="checkbox"/> 読みやすいよう字間、行間、余白を心がけました。 <input type="checkbox"/> 障がい者など、色以外の方でも読み取りやすいようにしました。 <input type="checkbox"/> 白黒コピーをしても内容が理解でき、情報に正確に受取ることができました。 <input type="checkbox"/> 色によるコミュニケーションが予想される箇所には、色名を明記しました。 <input type="checkbox"/> 色弱者、白内障の方、子ども、外国人など、読む/利用する人に配慮して作り直しました。 <p>色の使いか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 明るい色同士、暗い色同士の組み合わせを避けています。 <input type="checkbox"/> 濃い色同士、薄い色同士の組み合わせを避けています。 <input type="checkbox"/> 背景と文字は、はっきり明度差があります。 <input type="checkbox"/> 隣の色の区別は、誰が見ても分かります。 <p>印刷物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 同や表に凡例をつけるときには、同や表の中にも直接説明を書き込みました。 <input type="checkbox"/> 色の塗り分けには、色以外にハッチング（地模様）や境界線を入れました。 <input type="checkbox"/> 同や表など線の色で区別するものには、実線、点線などを変えて工夫しました。 <input type="checkbox"/> 色以外に線も工夫しました。 <input type="checkbox"/> 申請書や伝票などで、紙の色で区別をしている場合には色名を明記しました。 <input type="checkbox"/> 印刷する用紙の色も考慮して作り直しました。 </div> <p>② 外注印刷物作成の際は、外注印刷物作成協議書と共にカラーユニバーサルデザインチェックリストの記入・提出を求め、よりわかりやすい印刷物の作成を啓発した。</p>														
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理基礎研修では、カラーユニバーサルデザインについて基本的な知識や必要性を学ぶことで、職員の意識醸成を図った。 ・カラーユニバーサルデザインチェックリストの活用では、外注印刷物について年間199件の提出があり、よりわかりやすい印刷物作成への理解は概ね浸透している。 														

件 名	番 号
「カラーユニバーサルデザイン研修」の実施	41

関連施策	ひと 3-⑨	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
				●	○	○
所管部課名	総務部 総務課					
実施期間	平成29年2月22日					
実施場所	足立区役所南館13階 大会議室A					
内 容	③ 実践的な配色チェックを行い、カラーユニバーサルデザインの検証技術を学んだ。					
						
	【CUDの基礎の講義】			【ワークショップの発表】		
						
【発表に対する講師からの講評】			【修了証の受領】			
実 績 効 果	・各部に割り当てを行い、計26名が参加。 ・参加職員はカラーユニバーサルデザインの配色チェックを専門家とともに体験することで検証手法を身につけることができた。参加した職員は各所属における配色チェックが実践可能となり、印刷物発注時に印刷業者へきめ細かな仕様を依頼することができるようになった。					

件名	番号
「足立区基本構想」「足立区基本計画」「足立区人口ビジョン及び足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」の作成	42

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
		○	○	○	●	○

所管部課名 政策経営部 基本構想担当課

実施期間 「足立区基本構想」平成28年10月～
 「足立区基本計画」平成29年2月～
 「足立区人口ビジョン及び足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」平成29年2月～

実施場所 区政情報室、各図書館

1 「足立区基本構想」「足立区基本計画」「足立区人口ビジョン及び足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」の冊子を、「カラーユニバーサルデザインチェックリスト」の項目に留意しながら作成した。

2 「足立区基本構想」にSPコードを印刷した。

実績効果

- 1 文字の大きさや配色に配慮して作成した結果、だれでも見やすくすることができた。
- 2 視覚障がい者等が冊子の内容を音声で理解できるようになった。

件名	番号
「足立区施設白書」の作成	44

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しゅみ づくり
所管部課名	資産管理部施設再編整備計画担当課					
実施期間	平成26年2月 から 平成28年4月					
実施場所	資産管理部施設再編整備計画担当課					
内容	1 公共施設の築年数、規模、利用状況、運営費用等の施設の実態や課題を「見える化」し、ユニバーサルデザインに配慮した。 2 文字は「ゴシック体」を使用し、フォント、太さや大きさに配慮した。 3 配色は、明度差をはっきりと色分けし、隣の色同士の区別を明確にした。 4 図等の線を色分けし、実線・点線で区別した。					
実績効果	・今後も印刷物等の作成には、ユニバーサルデザインに配慮していく。					

件 名	番 号
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	45

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	区民部納税課					
実施期間	通年					
実施場所	納税課					
内 容	<p>ポスター作成時に、多くの人に、見分けやすい色にするなど配慮し、白で縁取りをするなど工夫を行った。</p> <p>だれもが目を引くようなデザインを心がけ、年齢を問わず親しみやすい動物である猫を使用した。</p> <div style="text-align: center;">  </div>					
実 績 効 果	<p>・見やすいポスターが作成できたおかげで、収納率の向上につながっていると思われる。</p> <p>・「第7回 心をつかむ！あだちポスターちやれんじ」では、区民の皆様から好評をいただきグランプリを獲得した。</p>					

件 名	番 号
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	46

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
				●		
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課					
実施期間	通年					
実施場所	地域調整課					
内 容	<p><ポスター></p> <p>○「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の条例周知ポスター(更新)</p> <p>○「地球にやさしいひとのまち ポスターコンクール」(小学校・中学校)の最優秀賞受賞作品を活用した美化啓発ポスター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさ、色、絵による表現を工夫した。 ・条例周知ポスターは、屋外での掲出に耐えうる、インクや用紙を使用した。 ・ポスターコンクールのポスターは、訴える事柄を整理し、作品を最大限生かしたものにした。  <p><チラシ></p> <p>○「ビューティフル・パートナー」の周知及び参加者募集(更新)</p> <p>○庁内の花事業を紹介したチラシ「花を愛でる人、募集中」(2パターン、更新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真や絵、キャッチコピーを目立たせ、手に取りたくなるように工夫した。 ・「花を愛でる人、募集中」のチラシは、配布・配架の仕方によって、写真のデザインや用紙の縦・横を変えて作成した。  					
実 績 効 果	・屋外掲示について、色褪せがなくなったため、長期間、美しいまま掲出できている。					

件名		番号
	住区センター案内のパンフレットの作成	47

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課					
実施期間	平成28年4月～					
実施場所	住区推進課・各区民事務所・各住区センター					
内 容	【住区センター案内パンフレット】					
実績	効果	・昨年度に引き続き区内転入者へ配布 ・各住区センターにて新規来館者へ配付				

件名		番号
	郷土博物館だより 71号・72号の作成	48

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課 郷土博物館					
実施期間	平成28年度10月～					
実施場所	郷土博物館等					
内 容	<p>【以前の郷土博物館だより】 ・70号(平成28年3月発行)(参考)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p>郷土芸能を鑑賞しよう！</p> <p>☆郷土芸能大会 日時：平成28年10月23日(日) 午前10時から 会場：足立区役所 庁舎ホール</p> <p>☆郷土芸能鑑賞会 日時：平成28年5月5日(木) 11月3日(土) 平成29年1月14日(土) 午前11時から正午 会場：足立区立郷土博物館中庭 雨天の場合変更あり</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>文化遺産調査特別展スタディデイ開催 展覧会への新しいアプローチ 江戸絵画と文獻 文化遺産調査特別展 美と知性の宝庫足立 —酒井抱一・谷文晁とその弟子たち—</p> <p>本展覧会は、美術史学、歴史学、民俗学など様々な視点から実施した美術資料と文獻資料に関する調査研究がもととなっています。その調査研究で注目した驚きの発見や今後の研究などについて、スペシャリストからお話いただけます。</p> <p>日時：平成28年5月15日(日) 午後1時30分～午後4時 会場：足立区立郷土博物館2階講堂(足立区大谷田5-20-1) 講師等：玉露歌子氏(武蔵野美術大学教授) 鶴岡明美氏(お茶の水女子大学非常勤講師) 真田尊光氏(川村学園女子大学准教授) 山崎尚之氏(元江戸東京博物館学芸員)</p> <p>定員：80名 参加ご希望の方は、「往復はがき」に住所・氏名・年齢・「スタディデイ参加希望」とご記入のうえお申し込みください。(1人1枚) また、返信用はがきにご自身の住所を必ず明記してください。 参加希望者多数の場合は、抽選となります。 応募締切日：平成28年4月30日(土) 当日消印有効</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>博物館の桜まつり</p> <p>期間 平成28年3月25日(土)～4月4日(月)</p> <p>郷土博物館では、一帯の桜の桜まつりを実施し、春の訪れを歓迎する。桜まつり期間中は、無料公開を希望する場合は、本ホームページをご覧ください。</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>博物館の桜まつり</p> <p>期間 平成28年3月25日(土)～4月4日(月)</p> <p>郷土博物館では、一帯の桜の桜まつりを実施し、春の訪れを歓迎する。桜まつり期間中は、無料公開を希望する場合は、本ホームページをご覧ください。</p> </div>					

件名	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成	番号	49
----	-----------------------	----	----

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課					
実施期間	平成28年4月～平成29年3月					
実施場所	総合スポーツセンター					
内 容						
	障がい者スポーツ事業 ジャパンパラゴールボール競技大会 7月22日～7月24日			観るスポーツ事業 関東女子フットサルリーグ in 足立 11月12日		
障がい者スポーツへの理解と競技の普及啓発のため、国内最高峰の障がい者スポーツ大会を開催			区内の女子スポーツ振興や普及のため、女子フットサル国内トップレベルの関東女子フットサルリーグを開催			
実 績 効 果	・写真やイラストを中心に配置し、文字の大きさや配色に気を配ることで、文字だけでは伝わりにくい各スポーツの雰囲気や特徴を表現できた。					

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">件 名</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">番 号</div>
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	50

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		暮らしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
					●	
所管部課名	地域のちから推進部 絆づくり担当課					
実施期間	通年					
実施場所	絆づくり担当課					
内 容	高齢者や視覚障害者にもわかりやすいものとなるよう、文字の大きさや色づかい、表現などを担当課内及びシティプロモーション課で検討した。					
実 績 効 果	・町会・自治会の方の実態調査の際に、調査対象者がポスターやのぼり旗を見て事業を知っていたため、調査をしやすかったという声が聞かれた。					

見守り手帳
 校成段階で、実際に使用する「絆のあんしん協力員」の方からもご意見いただきました。

件名		番号				
部内各課の事業啓発、イベント周知のためのパンフレット・ポスター・チラシの作成		51				
関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
					●	
所管部課名	産業経済部産業政策課					
実施期間	平成28年10月1日～平成29年3月31日					
実施場所	産業経済部産業政策課					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「産業支援ハンドブック」、「足立区中小企業の景況」、「ときめき掲載記事」、その他部内各課の事業啓発、イベント周知のために作成したパンフレット・ポスター・チラシを作成した。 ・「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」に基づいて作成。 ・配色は「Eye Labo」を活用し、実際にどのように見えるか確認しながら作成。 					
実績効果	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の大きさや書体、配色に配慮し、だれでも見やすい印刷物を作成し、計画とおり進行。 					

件 名	番 号
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	52

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	福祉部 介護保険課					
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日					
実施場所	福祉部 介護保険課					
内 容	<p>介護保険係では、毎年、啓発用として「対象年齢到達者に送付するガイドブック」及び「窓口等の相談、申請時に使用するパンフレット」の2種を外部印刷している。</p> <p>①ユニバーサルデザインの視点で作られた文字フォント(UD)使用である冊子原版を選定(出版社)すること ＊各社から冊子見本を取り寄せ、文字・配色・構成について比較検討</p> <p>②文字は大きく、イラストを多用して読みやすくわかりやすくすること</p> <p>③メディアユニバーサルデザイン(MUD)認証を取得した冊子に準じた配色で作成すること</p> <p>資格保険料係では、封筒4種類、チラシ2種類(介護保険料のおしらせ／仮賦課・本賦課)、保険料決定通知書4種類(仮賦課3種類・本賦課1種類)、保険料納付書などを印刷している。</p> <p>①印刷物が多いので、高齢者が見やすいよう、常に色合いや文字の大きさ、字体をチェックし印刷している。</p> <p>②対象者の内容に合わせて、メモ等を入れてわかりやすいように工夫している。</p> <p>など、いずれも高齢者や色覚障がい者が見やすくわかりやすい工夫をしており、大幅に変更はしないが、印刷物発注の度に、見直し改善している。</p>					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね良好である。 ・ユニバーサルデザイン採用の冊子原版をベースにすることで、限られたページ構成での掲載する情報の整理や、見やすくわかりやすい文字配置と配色バランスなどが身に付いた。 ・たくさんのお知らせするため、文字が小さくなったり、詰めすぎたりする傾向がこれからの課題である。(A4が1枚増えると郵送代が高くなってしまったため。) 					

件 名		番 号
	ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	53

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	こころとからだの健康づくり課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区役所 南館2階					
内 容	<p>各事業におけるポスターやチラシの作成時には、Eye Labo を活用し、カラーユニバーサルデザインに配慮した配色を行っている。</p> <p>文字も大きさに注意を払い、極力大きなフォントを使用するなど、高齢者への配慮も考えながら作成している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>					
実 績 効 果	<p>・UD(ユニバーサルデザイン)に配慮して作成することで、「見やすい」「わかりやすい」印刷物に仕上がっている。</p> <p>・庁内でのポスターコンクールで表彰を受けるなど、成果が出ている。</p>					

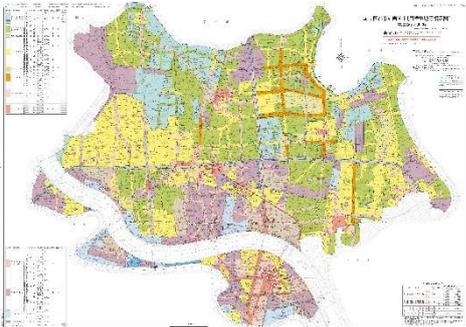
件 名	番 号
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成	54

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	環境部 環境政策課					
実施期間	通年					
実施場所	環境部 環境政策課					
内 容	<p>イベントの告知及び環境に関する区民の意識啓発のため、ポスターやチラシ、パンフレットを作成している。また、環境学習資料を作成し、小中学校生へ配布している。平成28年度は第三次足立区環境基本計画の策定に伴い、冊子を作成した。作成にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成ガイドラインのチェックリストを活用し、だれも見やすくわかりやすい印刷物の作成に努めている。</p> <p>【主な発行印刷物】 地球環境フェア2016ポスター、チラシ／冬の省エネ啓発パンフレット／ウォームビズポスター／夏休み子どもエコプロジェクト／第三次足立区環境基本計画</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;">   </div>					
実 績 効 果	・配色や文字の大きさ等に配慮し、見やすくわかりやすい印刷物に仕上がりに、イベントでは集客に効果があった。					

件 名	番 号
「資源の出し方 ごみの出し方」の作成	55

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																														
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり																										
所管部課名	環境部 ごみ減量推進課																															
実施期間	通年																															
実施場所	全戸配布、ごみ減量推進課,足立清掃事務所,戸籍住民課,各区民事務所で配布																															
内 容	 <p>平成29年度 保存版</p> <p>資源の出し方 ごみの出し方</p> <p>もくじ (インデックス)</p> <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr><td>地域別 収集曜日一覧</td><td>1～4</td></tr> <tr><td>燃やさないごみ 収集日一覧</td><td>5～8</td></tr> <tr><td>資源と ごみのながれ</td><td>9 10</td></tr> <tr><td>燃やすごみ</td><td>11</td></tr> <tr><td>燃やさないごみ</td><td>12</td></tr> <tr><td>資源</td><td>13～16</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>17 18</td></tr> <tr><td>家庭系パソコン リサイクル</td><td>19 20</td></tr> <tr><td>家電リサイクル</td><td>21</td></tr> <tr><td>その他のごみ・ 事業系ごみ</td><td>22～24</td></tr> <tr><td>集団回収・ 資源買取市・ 資源持去り</td><td>25 26</td></tr> <tr><td>自転車引取り・ 不法投棄・ アプリ</td><td>27～29</td></tr> <tr><td>これは何ごみ？ 粗大ごみ料金表</td><td>30～38</td></tr> </table> <p>お問い合わせ先 足立区 総合コール あだち 03-3880-0039</p>						地域別 収集曜日一覧	1～4	燃やさないごみ 収集日一覧	5～8	資源と ごみのながれ	9 10	燃やすごみ	11	燃やさないごみ	12	資源	13～16	粗大ごみ	17 18	家庭系パソコン リサイクル	19 20	家電リサイクル	21	その他のごみ・ 事業系ごみ	22～24	集団回収・ 資源買取市・ 資源持去り	25 26	自転車引取り・ 不法投棄・ アプリ	27～29	これは何ごみ？ 粗大ごみ料金表	30～38
地域別 収集曜日一覧	1～4																															
燃やさないごみ 収集日一覧	5～8																															
資源と ごみのながれ	9 10																															
燃やすごみ	11																															
燃やさないごみ	12																															
資源	13～16																															
粗大ごみ	17 18																															
家庭系パソコン リサイクル	19 20																															
家電リサイクル	21																															
その他のごみ・ 事業系ごみ	22～24																															
集団回収・ 資源買取市・ 資源持去り	25 26																															
自転車引取り・ 不法投棄・ アプリ	27～29																															
これは何ごみ？ 粗大ごみ料金表	30～38																															
実 績 効 果	・CUD(カラーユニバーサルデザイン)及びページ構成への配慮を行い、配色や文字の大きさ及び、使いやすさに配慮した冊子を作成した。																															

件 名	番 号
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する	56

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	都市建設部 都市計画課					
実施期間	平成28年9月17日～平成29年3月24日					
実施場所	足立区役所北館4階 都市計画課					
内 容	<p>平成29年4月現在の都市計画図Ⅰ、Ⅱを作成した。 都市計画図は多くのカラーを使用しており、色弱の方でも見やすい配色になるようにするとともに、背景の線と文字が重ならないようレイアウトに配慮した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【足立区都市計画図Ⅰ】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【足立区都市計画図Ⅱ】</p> </div> </div>					
実 績 効 果	・都市計画図は多くのカラーを使用するため、バリエーションや色覚テストを実施することによって、色弱の方でも見やすい都市計画図を作成できた。					

件 名		番 号
	足立区バリアフリー地区別計画及び概要版の作成	57

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課					
実施期間	平成29年8月～3月					
実施場所						
内 容	<p>■ 足立区バリアフリー地区別計画(区役所周辺地区編)策定にあたり、計画書及び概要版を作成した。 本計画書の作成にあたり、NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構に確認をしてもらい、改善を行った。</p> <p>【主な指摘事項】</p> <p>① 足立区地図の道路と川の色が色弱(P型、D型)には同じ色に見える。 ② 地図面の黄緑と茶色が色弱(D型)には同じ色に見える。 ③ 地図面のピンクと灰色が色弱(D型)には同じ色に見える。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="font-size: 0.8em;">重点整備地区となる地域を選定しました</p> <p>重点整備地区は、不特定多数の人が利用する駅周辺や重要な施設周辺などを対象に、期限を定めて一体的にバリアフリーを進める地区です。今後、右図の5つの地域では地区別計画を定め、重点的かつ一体的にバリアフリー事業を進めます。地区別計画の策定や、事業等の実施段階で区民や利用者の意見を反映しながら進めていきます。</p> <p>重点整備地区の整備イメージ</p> <p>重点整備地区では、不特定多数の人が利用する施設やその施設間を徒歩で結ぶ経路を定め、バリアフリー化を進めます。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="font-size: 0.8em;">重点整備地区となる地域を選定しました</p> <p>重点整備地区は、不特定多数の人が利用する駅周辺や重要な施設周辺などを対象に、期限を定めて一体的にバリアフリーを進める地区です。今後、右図の5つの地域では地区別計画を定め、重点的かつ一体的にバリアフリー事業を進めます。地区別計画の策定や、事業等の実施段階で区民や利用者の意見を反映しながら進めていきます。</p> <p>重点整備地区の整備イメージ</p> <p>重点整備地区では、不特定多数の人が利用する施設やその施設間を徒歩で結ぶ経路を定め、バリアフリー化を進めます。</p> </div> </div>					
実 績 効 果	・NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構の意見を取り入れながら概要版を作成し、色弱者に配慮した印刷物を作成することができた。					

件 名	番 号
保育施設4月入所申込周知ポスターの作成について	58

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課					
実施期間	平成28年10月17日～平成28年12月1日					
実施場所	各認可保育所、区立認定こども園、住区センター、各福祉課(中部福祉課を除く)等					
内 容	<p>平成29年度保育施設4月入所申込みについて期間・申込受付場所の周知のためにポスターを作成、掲載する。(添付資料参照)</p> <p>シティプロモーション課との協議・指導をもとにデザインしました。</p> <p>重要な情報である、申込期間・受付場所等の周知を中心に、より見えやすく、わかりやすいポスターになることを目標に作成しました。</p>					
実 績 効 果	<p>・ポスター掲載場所を増やしたことや、より多くの区民の目につく場所に掲示をしたことで、昨年度よりも多くの保育施設の申請があった。</p>					



件 名	番 号
足立区議会広報紙「区議会だより」の作成	59

関連施策	情報 4-①	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	区議会事務局					
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日					
実施場所	足立区役所6階 区議会事務局					
内 容	<p>議会広報紙として定例会号・臨時会号・新年号と年6回各32万部強発行のうえ、各戸配布している。</p> <p>作成委託仕様書にカラーユニバーサルデザインへの配慮を明記し、事業者に遵守を求めた。校正時にバリエーションを用いて配色等を確認している。</p> <p>記事の作成時には、紙面内の表現の統一、難しい用語の解説、イラストや写真の挿入箇所に配慮し、読みやすい紙面づくりに努めている。</p>					
						
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・発行後、実施事項についての要望・ご意見は特にいただけていないため、現状の目的は達成しているものと考えます。 ・今後、より読みやすくわかりやすい紙面とするため、引き続き議会事務局として調査・研究のうえ必要に応じて足立区議会広報委員会に提案を行っていく。 					

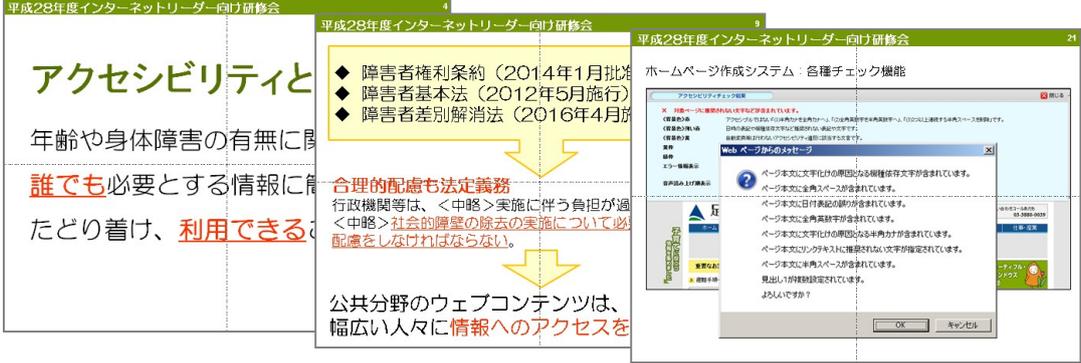
件 名	番 号
聴覚障がい者に対する手話通訳者・要約筆記者の派遣	60

関連施策	情報 4-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	福祉部 障がい福祉課					
実施期間	通年					
実施場所	派遣依頼場所・設置希望場所					
内 容	<p>聴覚障がい者が、通院等で意思疎通を図るのに困難な状況にある場合、手話通訳者または要約筆記者を派遣する。社会福祉協議会に手話通訳者の派遣事業を委託し、東京手話通訳等派遣センターには、手話通訳者または要約筆記者の派遣事業を委託している。</p> <p>なお、平成 27 年度まで、社会福祉協議会に手話通訳者派遣事業として補助金を交付していたが、障害者総合支援法の地域生活支援事業において、意思疎通支援事業が区市町村の必須事業となったため、平成28年度から手話通訳者派遣事業を社会福祉協議会に委託することになった。</p> <p>平成 27 年度と比較して手話通訳者派遣件数は、足立区社会福祉協議会が1,603 件で横ばい、東京手話通訳等派遣センターが 607 件で 130 件の減少であった。また、要約筆記者派遣件数は、東京手話通訳等派遣センターで97 件と 20 件の増加であった。</p>					
実 績 効 果	<p>・障害者総合支援法の地域生活支援事業において、聴覚障がい者をはじめ意思疎通に障がいがある方々に対して、支援の強化の方向性が示されている。そのため、29 年度から社会福祉協議会に委託する手話通訳者派遣事業は、手話通訳の報酬に加えて交通費も支給し、手話通訳者の人材の確保を強化して派遣機会の拡大を図ることにより支援体制の充実に取り組む。</p>					

件 名		番 号
	あだち広報製作事業	61

関連施策	情報 4-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
			○		●	
所管部課名	政策経営部報道広報課					
実施期間	通年					
実施場所	政策経営部報道広報課					
内 容	・発行各号で、読みやすさを意識し、カラーユニバーサルデザインなどに関連するチェックを行っている ◆校正で読みやすさを意識して修正					
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p>【背景がランチマットだと講座紹介が読みにくかったため、白いお皿に修正】</p> <p>◆写真主体の紙面において完成度の高さを評価</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  (平成28年9月10日号6・7面) </div> <p>【平成28年度 東京都広報コンクール組み写真の部 一席(都内2位)】</p>					
実 績	・平成28年度に発行したあだち広報(全24号)について、色味や文字に関する苦情などを受けなかった。					
効 果	・今後も同様のチェック体制で、不都合のない紙面づくりを目指していく。					

件名		番号
	インターネットリーダー向けホームページ操作研修会	62

関連施策	情報 4-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	政策経営部報道広報課					
実施期間	平成28年5月18日～20日					
実施場所	足立区役所4階OALーム					
内容	1. 全ての人を使いやすいホームページを目指してウェブアクセシビリティの基本と、全ての人を使いやすいホームページ作成方法について、よくある間違いとチェック方法を事例で解説 					
	2. スマホ対応の実例。ページレイアウトの注意点 スマートフォンに対応したホームページのレイアウトの基本と注意点を実習 					
	3. ホームページ作成に関するFAQ ホームページ作成時に困っていること。ご意見などの質疑応答を実施					
実績効果	・ホームページ作成者／承認者の意識が変化し、アクセシビリティについての問い合わせが増加した。結果的にアクセシビリティが確保されたページが増加している。					

件 名	番 号
足立区議会ホームページの作成	63

関連施策	情報 4-④	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	
所管部課名	区議会事務局					
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日					
実施場所	足立区役所6階 区議会事務局					
内 容	<p>議会日程、議員紹介、議案一覧等の情報について議会の動きに合わせてページ作成、公開を行っている。</p> <p>閲覧者各自の音声読み上げソフトに対応できるホームページとするため、画像・アイコンへの代替テキスト配置、本文中の無駄なスペースの省略や適切なリンク設定などのほか、なるべく短い経過で必要な情報にたどり着けるようなサイト構築を行った。</p> 					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・公開後、実施事項についての要望・ご意見は特にいただいていないため、現状の目的は達成しているものとする。 ・今後は、スマートフォン等のモバイル端末向けのサイト構成等、だれもがより利用しやすいホームページとするため、議会事務局として調査・研究のうえ、足立区議会広報委員会に提案を行っていく。 					

件名		番号				
ホームページの翻訳		64				
関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課					
実施期間	通年					
実施場所	地域調整課多文化共生担当係					
内容	<p>足立区ホームページに英語・中国語・韓国語の自動翻訳システムを導入しているが、機械翻訳のままでは記事の7割以下しか意味が通じないため、各言語の相談員が記事の誤訳をチェック・修正し、翻訳精度を向上させた。</p>					
	 <p style="text-align: center;">＜翻訳ページ 中国語版＞</p>					
実績効果	<p>・機械による自動翻訳後の英中韓のページを、日々手作業で修正した。 ・各課のホームページ掲載記事を英語・中国語・韓国語に翻訳することで、外国人区民に対して、より正確な区政情報の提供に寄与した。</p>					

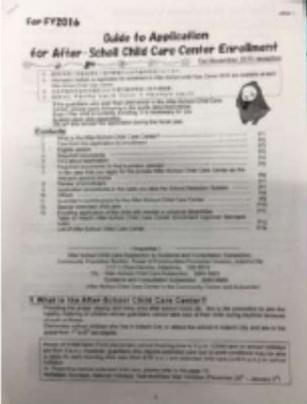
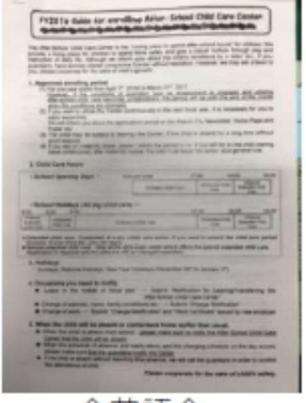
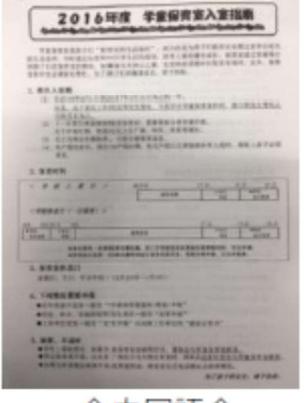
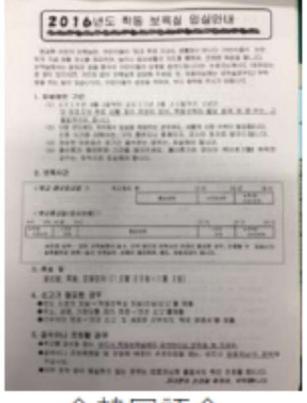
件 名	番 号
文書通知類の翻訳	65

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課					
実施期間	通年					
実施場所	地域調整課多文化共生担当係					
内 容	<p>各課からの協力依頼に基づき、文書通知類、案内サイン等の英語・中国語・韓国語への翻訳及び業者委託翻訳物の確認をした。</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;"> <i>Guide for the registration for 'To the Children's Hall with Carrying a School Bag'</i> </p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>☆FY 2017 Guide in English for the special use of the Children's Hall is available at Children's Hall.</p> <p>☆各児童館備有 2017年度《児童館特例利用》中文版。</p> <p>☆2017년도「아동관 특레이용안내」의 한국어판은 아동관에 있습니다.</p> </div> <p style="text-align: center;">＜ランドセルで児童館登録案内＞</p>					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の作成する通知・配布物等に対して英語・中国語・韓国語への翻訳支援をすることで、区民に対して必要な行政手続きについて情報提供することができた。 ・各課が業者委託で作成した翻訳物についても、翻訳の質および訳語の確認を依頼され、意図が伝わる翻訳に努めた。 					

件 名	番 号
外国人住民に係る異動届出書の多言語化	66

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	区民部 戸籍住民課					
実施期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日					
実施場所	区民部戸籍住民課窓口サービス係・各区民事務所					
内 容	<p>平成24年7月9日より外国人住民の住民票が作成され、窓口サービス係、各区民事務所で住民基本台帳法等の各種届出がされるようになった。</p> <p>これに伴い、各種異動届出書などの多言語化(英語・中国語・韓国語)を行い、日本語のできない外国人が窓口に来所した際に使用している。</p>					
実 績 効 果	<p>・窓口サービス係、各区民事務所で使用し、日本語のできない外国人が届出をする際のコミュニケーション手段として効果をあげている。</p>					

件名		番号
	学童保育室入室の案内及びしおりの多言語化	67

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとりづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
関連施策				●		
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課					
実施期間	平成28年4月～平成29年3月					
実施場所	住区推進課・各学童保育室					
内容	【学童保育室入室案内】					
	 ◇英語◇	 ◇中国語◇	 ◇韓国語◇			
内容	【学童保育室入室のしおり】					
	 ◇英語◇	 ◇中国語◇	 ◇韓国語◇			
実績	・外国人の方が、通訳を通さずに理解していただけた。 ・説明文を表にまとめたり、項目を太字にしたりすることで見やすくなった。					

件名	番号
多言語に対応した案内の作成	68

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しきみ づくり
所管部課名	ところとからだの健康づくり課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区役所 南館2階					
内容	○小学校2年生・4年生・6年生・中学校2年生を対象とした「子どもの健康・生活実態調査」にかかる通知の中で、多言語に対応した案内を作成した。 調査対象者の中には、日本語が不自由な外国人の方もいると考えられたため、通知に「英語」・「韓国語」・「中国語」の翻訳を記載した問い合わせ先を設けた。					
実績	実績 結果 ・UDに配慮した通知文を作成したことで、問い合わせ時などに、スムーズに対応することができた。					

【日本語が不自由な皆様へ】

この調査を回答いただくにあたり、ご不明な点や日本語サポートの必要がある方は、下記担当までお問い合わせください。
 衛生部ところとからだの健康づくり課健康づくり係 03(3880)5433

【For those who do not understand Japanese】

If you have unclear points and need an interpreter when you answer this investigation, please inquire the Subsection in charge shown below.
 Health Promotion Subsection, Mental and Physical Health Promotion Section, Hygiene Division
 03-3880-5433

【일본어가 자유롭지 못한 여러분에게】

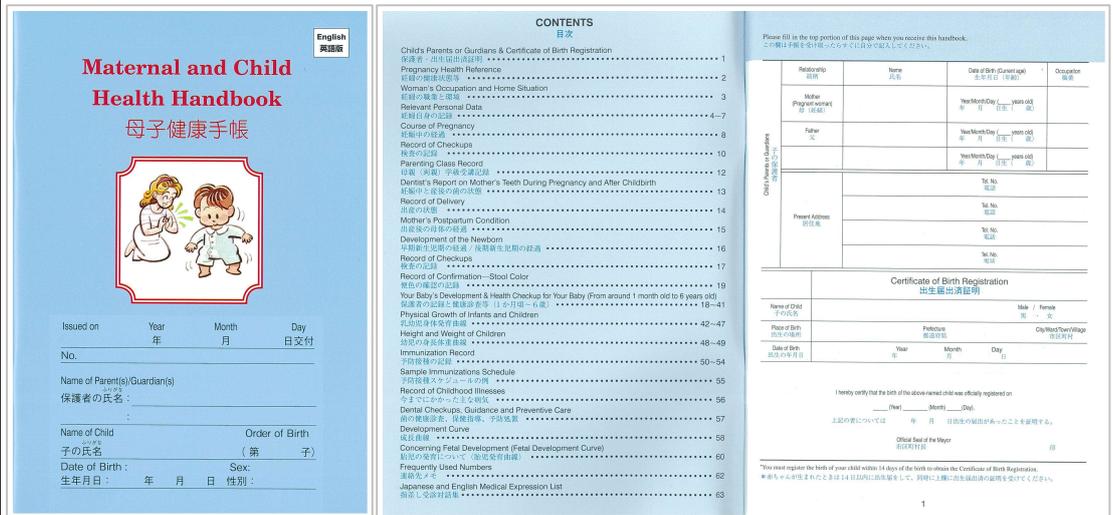
이 조사에 답변해 주시는 데 있어서, 궁금하신 점이나 일본어 지원이 필요하신 분은 아래의 담당계로 문의해 주십시오.
 위생부 응과마음건강증진과 건강증진계 03-3880-5433

【致対日语理解有困难的各位人士】

在回答本调查时，如有不明之处或需要日语辅助，请向下述部门咨询。
 卫生部身心健康增进课健康增进系 03-3880-5433

件名		番号
	多言語に対応した案内の作成(英・中・韓)	69

関連施策	情報 4—⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
関連施策				●		
所管部課名	衛生部足立保健所保健予防課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区役所 南館2階 保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課 窓口 各保健センター 窓口					
内容	両親ともに外国人で、日本語が理解できない方向けに、母子健康手帳の外国語版を交付している。 (英語、中国語、韓国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語)					
実績	28年度交付件数 80件(出生後交付も含む)					
効果						



件名		番号
	「資源の出し方・ごみの出し方」ポスター一版の多言語化	70

関連施策	情報 4—⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
関連施策				●		
所管部課名	環境部 ごみ減量推進課					
実施期間	通年					
実施場所	ごみ減量推進課、足立清掃事務所、戸籍住民課等で配布					
内 容	【日本語・英語】					
内 容	【中国語・韓国語】					
実績 効果	・外国人へのごみの分別方法の周知に寄与した。					

件名	多言語に対応した案内の作成(英・中・韓)	番号	71
----	----------------------	----	----

関連施策	情報 4-⑤	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す			
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり
					●
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課				
実施	毎年度更新。各認可保育所・区立こども園、子ども施設入園課等で配布				
実施場所	認可保育所・区立こども園、足立福祉課、子ども施設入園課				

内容	<p>①新たに保育施設の申込みをする外国人区民に対して外国語版(英・中・韓)の「保育施設利用申込案内」を作成。</p> <p>②認可保育所・区立認定こども園の利用が決定している外国人区民に対して外国語版(英・中・韓)の「認可保育所・区立認定こども園通所のしおり」を作成。</p> <p>①◇英語版「保育施設利用申込案内」◇</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">FY 2017 Application Guide for Utilization of Childcare Facilities</p> <p>1. Application Period and contact</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>Month when you wish to utilize the facility</th> <th>Application Period (Bring documents)</th> <th>Valid Period of Application</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017 April</td> <td>2016 November 17th (Thu) – December 1st (Thu)</td> <td>Until Sept. 2017 enrollment</td> </tr> <tr> <td>May</td> <td>2017 March 21st (Thu) – April 13th (Thu)</td> <td>Until October enrollment</td> </tr> <tr> <td>June</td> <td>April 14th (Fri) – May 12th (Fri)</td> <td>Until November enrollment</td> </tr> <tr> <td>July</td> <td>May 15th (Mon) – June 13th (Tue)</td> <td>Until December enrollment</td> </tr> <tr> <td>August</td> <td>June 14th (Wed) – July 12th (Wed)</td> <td>Until January 2018 enrollment</td> </tr> <tr> <td>September</td> <td>July 13th (Thu) – August 14th (Mon)</td> <td>Until January enrollment</td> </tr> <tr> <td>October</td> <td>August 15th (Tue) – September 12th (Tue)</td> <td>Until April enrollment</td> </tr> <tr> <td>November</td> <td>September 13th (Wed) – October 12th (Thu)</td> <td>Until April enrollment</td> </tr> <tr> <td>December</td> <td>October 13th (Fri) – November 13th (Mon)</td> <td>Until May enrollment</td> </tr> <tr> <td>2017 January</td> <td>November 14th (Tue) – December 8th (Fri)</td> <td>Until June enrollment</td> </tr> <tr> <td>February/March</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">Application will not be accepted.</td> </tr> </tbody> </table> <p>For the April enrollment: Application will be accepted at the Child Facilities Admission Section, Adachi Welfare Offices, except the Chiba Welfare Section, approved nursery schools, accredited municipal Kodomoen. Moreover, the application will be accepted on November 19th (Sat) and 20th (Sun) at the approved nursery schools and accredited municipal kodomoen, and on November 20th (Sun) and 21st (Mon) at the Child Facilities Admission Section. Application will not be accepted on November 23rd, National Holiday.</p> <p>2. Required Documents</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Check List of Required Documents ② Application Form for Supply Approval, which is to approve the childcare needs, combined with Utilization of Nursing Facilities ③ Household Conditions Declaration Letter ④ Documents to certify that the guardian cannot take care of their child at home. Refer to the Table 1. ⑤ Taxation Certificate. For those who are not the resident of Adachi city as of January 1st, 2016, it is necessary to have the taxation exemption certificate of FY2016 residents tax. If you have moved in from abroad and cannot obtain the taxation certificate, it is necessary to submit the salary certificate etc., and as for the FY2016 residents tax, it should be the amount of salary for January to December of 2016. If you have not reported the residents tax, please report the tax. ⑥ Accredited Private Kodomoen Confirmation Certificate. Please refer to the form at the bottom of "Accredited Private Kodomoen Confirmation Certificate". Only for the person who intends to utilize the accredited private kodomoen. ⑦ Letter of consent for the childcare mom accredited by Adachi city. Lower part of "Guide for the Childcare Mom Accredited by Adachi City". Only if you apply for the childcare mom accredited by Adachi city. ⑧ Other documents. Please refer to the Table 2. ⑨ Required application forms are available at the Child Facilities Admission Section, Adachi Welfare Offices, except the Chiba Welfare Section. The forms can also be downloaded from the official website of Adachi City. </div> <div style="width: 45%;"> <p>②◇英語版「認可保育所・区立認定こども園通所のしおり」◇</p> <p>1. Period for attending childcare facility</p> <p>The period for attending childcare facility differs depending on childcare needs of child as described in the following conditions ① through ⑩. The maximum period is until the child enrolls in the elementary school.</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Birth -- Until the last day of the month your employment is terminated. ② Marriage -- If you become pregnant after the child had enrolled, gave birth, and have taken childcare leave based on the "Act on Childcare Leave, Caregiver Leave, and Other Measures for the Welfare of Workers Caring for Children or Other Family Members", your child is eligible to stay in childcare facility until the end of the fiscal year when the new born child becomes one year old. It is the end of March. However, if your younger child will enroll in childcare facility in April, the period will be extended to the end of April. ③ Waiting job or obtained an unofficial employment offer -- Within 6 months. ④ Disability -- Total of five months. Expected birth month and two months before and after the said month. ⑤ Disaster -- If you do not have any reason for childcare needs, your child must leave the facility beyond this period. However, the hunting and no-period starts from 2 months after the birth is approved. ⑥ Residential -- Until the end of the month when it will be unnecessary for you to be hospitalized or take medical treatment. ⑦ Nursing/Caring -- Until the end of the month when it will be unnecessary for you to be hospitalized. ⑧ Disaster -- Until the end of the month when the disaster restoration is completed. ⑨ Standing accompanying skills etc. -- The end of the month when the scheduled school term is completed or you have acquired the skills. ⑩ Other changes -- If the childcare needs change, the period for attending childcare facility and term may be changed, extended or shorten. Furthermore, when the said period expires, your child must leave the childcare facility. ⑪ Other changes -- If your child can not attend the childcare facility for a long time, longer than 2 months by some unavoidable reasons, please consult the Child Facilities Admission Section. If the child does not attend facility for longer than 2 months without any notification, the child must leave the facility. <p>2. Various notifications</p> <p>If you fall under the following categories, please notify the Child Facilities Admission Section as soon as possible. You can obtain each form at childcare facility, Child Facilities Admission Section and City's HP.</p> <ol style="list-style-type: none"> ① When there are any change in your name, address, telephone number. <ul style="list-style-type: none"> → Please submit "Notification of Changes". ② When there is an increase or decrease in members of your household (marriage, divorce, childbirth etc.). <ul style="list-style-type: none"> → Please submit "Notification of Changes". In case of marriage, the document which proves the childcare needs of spouse is required. ③ When you take childcare leave based on the "Act on Childcare Leave, Caregiver Leave, and Other Measures for the Welfare of Workers Caring for Children or Other Family Members", "Taking Childcare Leave Certificate" is required and "Reassessment Certificate" is also required after you restate. ④ When you become pregnant. <ul style="list-style-type: none"> → Please submit "Declaration of Family Conditions", and the copy of the front page and page of Birth Notice which shows expected date of birth. ⑤ When there are any change in place/hours of work (school), you begin nursing/caring, you get sick or become disabled etc. <ul style="list-style-type: none"> → Please submit "Declaration of Family Conditions" and the respective Certificates which Prove the Childcare Needs". ⑥ When you quit work (school) or graduate from a school etc. <ul style="list-style-type: none"> → Please submit "Declaration of Family Conditions". ⑦ Although you are planning to move out of Adachi City, you wish your child to continue attending the same childcare facility. <ul style="list-style-type: none"> → Please inquire at the Child Facilities Admission Section before moving out. Application is also required at the childcare facility related section of the municipality you will move to. ⑧ Other changes <ul style="list-style-type: none"> → Please inquire at the Child Facilities Admission Section. ⑨ If your child leave the childcare facility. <ul style="list-style-type: none"> → When your child leave the childcare facility due to moving or at-home-childcare becomes possible, please submit "Notification of Leaving the Childcare Facility" to the childcare facility by 20th of the month your child leave if you do not submit the form by 20th of the month the child leave, the childcare fees for the following month may be charged. <p>3. Childcare fees</p> <p>Childcare fees are decided based on the taxation conditions of resident tax from FY2016.</p> <ol style="list-style-type: none"> ① If you have not reported the resident tax or there are conditions that make amount of tax change during the said fiscal year, please take procedures for reporting tax. ② Also, please pay your childcare fees by the bank account transfer. Monthly transfer due date is the last business day of every month. If the last business day of the month falls on a financial institution's holiday, it will be the following business day. For example, the transfer due date for childcare fees for May is the last day of May. If you utilize the bank account transfer, please deposit a necessary amount into your bank account by the previous day of monthly transfer due date. ③ While your child is attending childcare facility, childcare fees are charged even if your child does not attend the childcare facility at all. Except if No. 6 "Termination of Childcare" is applied. Please be reminded that if your child leave the childcare facility in the month, the childcare fees will not be calculated on pro-rata basis. ④ If you have unpaid childcare fees, you may be penalized by subtracting fees from Child Allowance or to have your wages etc. confiscated. Please make sure to pay your childcare fees by the due date. <p>Remittance childcare fees system</p> <p>The childcare fee for the multiple children household, single parent household and disabled person's household may be remitted based on the amount of residence tax per income levy. Although it is unnecessary to apply as a general rule, if the condition corresponds to the following ① to ③, please submit the "Request for Remitting Childcare Fee" and "Attaching documents". Please inquire about the Request form and Attaching documents.</p> <ol style="list-style-type: none"> ① There is a child who is in the same living but not lives together. ② There is a person who receives the disability certificate in the same household. ③ There is a person who receives the Special Childrearing Allowance or Disabled Basic Pension of National Pension in the same household. <p>4. Reduction of child care fee</p> <p>When your child leave the childcare facility due to moving or at-home-childcare becomes possible, please submit "Notification of Leaving the Childcare Facility" to the childcare facility by 20th of the month your child leave if you do not submit the form by 20th of the month the child leave, the childcare fees for the following month may be charged.</p> <p>As for the newly admitted child, even if the household</p> </div> </div>					Month when you wish to utilize the facility	Application Period (Bring documents)	Valid Period of Application	2017 April	2016 November 17 th (Thu) – December 1 st (Thu)	Until Sept. 2017 enrollment	May	2017 March 21 st (Thu) – April 13 th (Thu)	Until October enrollment	June	April 14 th (Fri) – May 12 th (Fri)	Until November enrollment	July	May 15 th (Mon) – June 13 th (Tue)	Until December enrollment	August	June 14 th (Wed) – July 12 th (Wed)	Until January 2018 enrollment	September	July 13 th (Thu) – August 14 th (Mon)	Until January enrollment	October	August 15 th (Tue) – September 12 th (Tue)	Until April enrollment	November	September 13 th (Wed) – October 12 th (Thu)	Until April enrollment	December	October 13 th (Fri) – November 13 th (Mon)	Until May enrollment	2017 January	November 14 th (Tue) – December 8 th (Fri)	Until June enrollment	February/March	Application will not be accepted.	
Month when you wish to utilize the facility	Application Period (Bring documents)	Valid Period of Application																																							
2017 April	2016 November 17 th (Thu) – December 1 st (Thu)	Until Sept. 2017 enrollment																																							
May	2017 March 21 st (Thu) – April 13 th (Thu)	Until October enrollment																																							
June	April 14 th (Fri) – May 12 th (Fri)	Until November enrollment																																							
July	May 15 th (Mon) – June 13 th (Tue)	Until December enrollment																																							
August	June 14 th (Wed) – July 12 th (Wed)	Until January 2018 enrollment																																							
September	July 13 th (Thu) – August 14 th (Mon)	Until January enrollment																																							
October	August 15 th (Tue) – September 12 th (Tue)	Until April enrollment																																							
November	September 13 th (Wed) – October 12 th (Thu)	Until April enrollment																																							
December	October 13 th (Fri) – November 13 th (Mon)	Until May enrollment																																							
2017 January	November 14 th (Tue) – December 8 th (Fri)	Until June enrollment																																							
February/March	Application will not be accepted.																																								
実績	結果	<p>・多言語に対応した案内を作成することで、正確かつ迅速な案内を行うことに役立つている。(特に認可保育所や足立福祉事務所では常時通訳が居ないため、重宝している)</p>																																							

件 名	番 号
足立区防災ナビの掲載情報の更新	72

関連施策	情報 4—⑥	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
					●	○
所管部課名	危機管理部災害対策課					
実施期間	平成28年9月15日					
実施場所	足立区防災ナビ					
内 容	学校の統合等に伴う避難所区割りの変更に対応するため、防災マップデータの更新を行った。					
						
実 績 効 果	・「足立区防災ナビ」の平成28年度末の総ダウンロード数は 25,750 件であり、掲載情報の更新のみでなく、河川水位観測情報の表示（7箇所）及びライブカメラ画像（9箇所）を行ったことで一昨年度の関東・東北豪雨を受けて注目が高まっている水害に関する情報提供ができた。（平成27年度末ダウンロード数 19,411 件）					

件 名	番 号
外国語での窓口・電話等相談	73

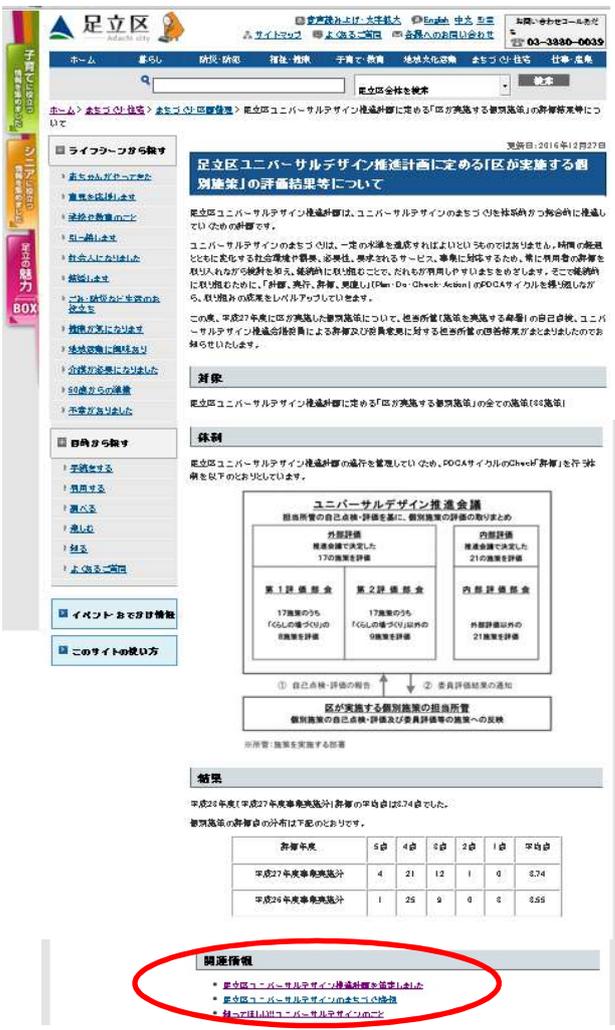
関連施策	情報 4-⑦	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す																																															
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり																																											
					●																																												
所管部課名	地域のちから推進部 地域調整課																																																
実施期間	通年																																																
実施場所	地域調整課多文化共生担当係																																																
内 容	<p>地域調整課多文化共生担当係の外国人相談窓口及び外国語支援を必要とする各課窓口において行った相談の種別内訳は下表のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">在留資格・国籍・帰化</td> <td style="width: 16.5%;">103件</td> <td style="width: 33%;">マイナンバー制度</td> <td style="width: 16.5%;">98件</td> </tr> <tr> <td>税金</td> <td>355件</td> <td>住居・不動産</td> <td>112件</td> </tr> <tr> <td>保育施設</td> <td>184件</td> <td>結婚・離婚相談</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td>子育て・親子支援関係</td> <td>128件</td> <td>年金</td> <td>73件</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険</td> <td>367件</td> <td>労働・労災</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>住民票・戸籍証明等</td> <td>66件</td> <td>生活保護・福祉</td> <td>46件</td> </tr> <tr> <td>住民異動関係</td> <td>136件</td> <td>交通事故・損害賠償</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>戸籍届出等</td> <td>26件</td> <td>DV</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>教育・学校・幼稚園</td> <td>161件</td> <td>臨時給付金等</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>健康・医療</td> <td>131件</td> <td>その他</td> <td>99件</td> </tr> <tr> <td>日本語学習</td> <td>140件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>このほか、通訳ボランティアによる本庁舎内での相談件数は229件、出先機関に派遣しての相談件数は6件である。 全体の相談件数は、前年度から181件の増加である。</p>					在留資格・国籍・帰化	103件	マイナンバー制度	98件	税金	355件	住居・不動産	112件	保育施設	184件	結婚・離婚相談	41件	子育て・親子支援関係	128件	年金	73件	国民健康保険	367件	労働・労災	29件	住民票・戸籍証明等	66件	生活保護・福祉	46件	住民異動関係	136件	交通事故・損害賠償	4件	戸籍届出等	26件	DV	0件	教育・学校・幼稚園	161件	臨時給付金等	16件	健康・医療	131件	その他	99件	日本語学習	140件		
在留資格・国籍・帰化	103件	マイナンバー制度	98件																																														
税金	355件	住居・不動産	112件																																														
保育施設	184件	結婚・離婚相談	41件																																														
子育て・親子支援関係	128件	年金	73件																																														
国民健康保険	367件	労働・労災	29件																																														
住民票・戸籍証明等	66件	生活保護・福祉	46件																																														
住民異動関係	136件	交通事故・損害賠償	4件																																														
戸籍届出等	26件	DV	0件																																														
教育・学校・幼稚園	161件	臨時給付金等	16件																																														
健康・医療	131件	その他	99件																																														
日本語学習	140件																																																
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・年間で2,550件の外国人相談に対応した。 ・区役所での手続きについて、三言語にて対応し、日常生活を支援した。 ・日本語での意思疎通が十分にできない区民に対して、外国語による支援を行うことにより問題解決を行った。 																																																

件名

番号

個別施策の評価結果の公表

74

関連施策	情報 4-⑧	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
				○	●	○
所管部課名	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区ホームページ					
内容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画の平成28年度評価結果を追加した。また、追加に合わせて関連するページをリンクした。</p>  <p>The screenshot shows a webpage titled '足立区ユニバーサルデザイン推進計画に定める「区が実施する個別施策」の評価結果等について'. It includes a table of scores for various measures and a '関連情報' section with links to related documents.</p>					
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を新規に掲載することで、区が行っているユニバーサルデザインに配慮した事業について周知することができた。 ・関連するページとリンクを張ることで区民がユニバーサルデザインに関する情報を目にする機会が増えた。 					

件名	番号
足立区区民評価委員会による行政評価の実施	75

関連施策	しくみ 5-①	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	政策経営部 政策経営課					
実施期間	平成28年4月から平成28年9月 分科会を含め延べ32回の会議を開催					
実施場所	本庁舎内会議室					
内 容	足立区区民評価委員会による行政評価の実施 4月11日 第1回区民評価委員会全体会 ・新委員への委嘱状交付 ・評価委員会の進め方について 等 4月18日 第2回区民評価委員会全体会 ・評価委員会の評価作業について ・分科会実施日程について 等 6月10日～8月12日 区民評価(分科会) 延べ29回 ・分科会評価の進め方について ・ヒアリング時の質問項目等の検討 ・担当課への質疑・応答の形でヒアリングを実施 ・事業評価検討(重点プロジェクト事業、一般事務事業) 8月31日 第3回区民評価委員会全体会 ・各分科会評価の報告・検討 ・区民評価委員会報告書の内容検討					
実 績 効 果	・区が実施した施策や事業について、学識経験者や公募による区民の視点からの評価を実施することで、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働と区政経営の改革・改善を推進することができた。 ・行政評価は、区民目線からの「建設的な批判」を行うことをモットーに、区民と行政の直接の対話を図っており、適正な評価とPDCA サイクルの定着に寄与している。					

件 名	番 号
審議会委員等の公募制を推進する	76

関連施策	しくみ 5-①	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	都市建設部 都市計画課					
実施期間	平成28年6月25日～平成28年10月25日					
実施場所	足立区役所北館4階 都市計画課					
内 容	<p>足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第35条第1項第4号に基づき、足立区都市計画審議会の区民委員の公募を行った。</p> <p>具体的な選考にあたっては、足立区都市計画審議会公募による区民委員の公募及び選考に関する要綱に基づき、選考会を開催し3名の公募委員を決定した。</p>					
実 績 効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・足立区都市計画審議会の委員として、決定した公募委員を3名(男性2名、女性1名)委嘱した。 ・まちづくりの規制を決定する際に、女性の視点からの意見も反映することができた。 					

件 名	番 号
足立区ユニバーサルデザイン推進会議委員の公募	77

関連施策	しくみ 5-①	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
所管部課名	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課					
実施期間	平成28年12月～平成29年3月					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>平成29年度からの足立区ユニバーサルデザイン推進会議の区民委員について公募を実施した。</p> <p>○周知方法:あだち広報(平成28年12月25日号)、区ホームページ</p> <p>○周知期間:平成28年12月25日～平成29年1月31日</p> <p>○募集人数:2名以内</p> <p>○募集資格:①区内に在住、在勤または在学する方 ②募集締切時点での年齢が満25歳以上65歳未満の方 ③任期満了まで継続して足立区ユニバーサルデザイン推進会議に出席できる方(会議は平日の昼間で、年4回程度開催)</p> <p>○1次選考:平成29年2月14日 書類選考:応募者から提出された、経歴書、論文などにより選考 論文テーマ:「ユニバーサルデザインのまちにもとめられること」</p> <p>○2次選考:平成29年3月24日 面接:直接質問を行い、興味や関心、判断力などにより選考</p>					
実 績 効 果	・足立区ユニバーサルデザイン推進会議は、区の個別施策について多様な面から評価を行いユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくため、幅広い見地から調査、審議してもらえ委員を選任できた。					

件 名	番 号
パブリックコメントの実施	78

関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
						●
所管部課名	政策経営部 政策経営課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>15件のパブリックコメントを実施</p> <p>【実施内容及び意見募集期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●足立区バリアフリー推進計画(重点整備地区選定の考え方)(案) H28.4.20～H28.5.20 ●足立区基本構想(案) H28.4.20～H28.5.20 ●社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) (再評価案) H28.9.1～H28.9.30 ●六町エリアデザイン計画(案) H28.9.1～H28.10.17 ●第10次足立区交通安全計画(案) H28.10.3～H28.11.4 ●足立区国民保護計画(案) H28.11.1～H28.11.30 ●第三次足立区環境基本計画(案) H28.11.1～H28.11.30 ●足立区基本計画(素案) H28.11.4～H28.12.14 ●足立区人口ビジョン及び足立区人口ビジョンを実現する総合戦略(素案) H28.11.4～H28.12.14 ●足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けて(案) H28.11.7～H28.12.7 ●足立区子ども・子育て支援事業計画(素案) H28.11.9～H28.12.8 ●足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」(素案) H29.1.26～H29.2.24 ●病院整備の基本方針(骨子) H29.1.27～H29.2.27 					

年次別取組み実施報告書

	<ul style="list-style-type: none"> ●足立区公共施設等総合管理計画(案) H29.2.27～H29.3.28 ●足立区データヘルス計画(案) H29.3.1～H29.3.30
<p>実 績 効 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策等を策定・改定する過程で、その案を広く公表し、区民だれもが意見等を述べる機会を設け、それに対する区の考え方を公表することができた。(意見数:1,375 項目/708 名) ・本制度の実施により、区民の多様な意見を区政に反映させること、区民に対する説明責任を果たすことに寄与している。 ・特に平成 28 年度は、30 年後を見据えた区民と行政の共通の目標となる「基本構想」の策定期間であったため、その貢献度は高い。

件 名	番 号
パブリックコメントの実施(足立区基本構想(案))	79

関連施策	しゅくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しゅくみ づくり
		○	○	○	○	●
所管部課名	政策経営部基本構想担当課					
実施期間	平成28年4月20日～平成28年5月20日					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>足立区基本構想は、足立区が目指すべき将来像とその実現に向けてまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方や方向性を示すものです。</p> <p>前基本構想の計画期間は平成28年度までであることに加え、今後30年間で一層の少子・超高齢社会の進展が見込まれる等の社会情勢に対応した、新たな基本構想が求められました。</p> <p>平成28年2月25日に足立区基本構想審議会(※)から受けた新たな基本構想についての答申をもとに、区として基本構想(案)をまとめました。</p> <p>この基本構想(案)について、区民の皆様から意見を募集しました。</p> <p>(※)区内在住・在勤・在学の方、区内関係団体代表者、区議会議員、学識経験者などから構成され、平成27年7月から平成28年2月までに、全体会7回、4専門部会(子ども、くらし、まちづくり、経営改革)各3回の審議を行いました。</p>					
実 績 効 果	・本制度の実施により、区民の多様な意見を区政に反映させること、区民に対する説明責任を果たすことに寄与している。					

件 名	番 号
パブリックコメントの実施(足立区基本計画(案))	80

関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○	○	○	○	●
所管部課名	政策経営部基本構想担当課					
実施期間	平成28年11月4日～12月14日					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>足立区基本計画は、足立区基本構想で示された将来像を実現するための行財政運営の基礎・基本となる計画です。足立区の将来像の実現に向けて、区政全体の目標や基本的な考え方、具体的な施策展開を体系的に定めます。</p> <p>前基本計画の計画期間が平成28年度までのため、平成29年度からの基本計画の策定が求められました。</p> <p>この足立区基本計画(案)について、区民の皆様からのご意見を伺いました。</p>					
実 績 効 果	<p>・本制度の実施により、区民の多様な意見を区政に反映させること、区民に対する説明責任を果たすことに寄与している。</p>					

件 名		番 号				
パブリックコメントの実施(足立区人口ビジョン及び足立区人口ビジョンを実現する総合戦略(案))		81				
関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○	○	○	○	●
所管部課名	政策経営部基本構想担当課					
実施期間	平成28年11月4日～12月14日					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>国と地方が一体となって人口減少の克服や地方創生に向けて取組む「まち・ひと・しごと創生法」が平成 26 年 11 月に施行され、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定を国から求められました。</p> <p>足立区においても、長期的には人口減少、少子・超高齢社会が進展することが予測されるため、人口構造の変化を緩和するための目標値を設定する「足立区人口ビジョン」及び、人口ビジョンを達成するため「足立区人口ビジョンを実現する総合戦略」の策定が必要となりました。</p> <p>これらの素案について、区民の皆様からのご意見を伺いました。</p>					
実 績 効 果	<p>・本制度の実施により、区民の多様な意見を区政に反映させること、区民に対する説明責任を果たすことに寄与している。</p>					

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">件 名</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">番 号</div>
パブリックコメントを実施する (病院整備の基本方針(骨子))	82

関連施策	しゅきみ 5ー②	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しゅきみ づくり
		○				●
所管部課名	政策経営部経営戦略推進担当課					
実施期間	平成29年1月27日～平成29年2月27日					
実施場所	足立区役所					
内 容	病院整備の基本方針(骨子) 足立区では、東京女子医科大学東医療センターの移転を進めており、様々な調整を行っております。そのために「区東北部および足立区の医療受療動向」や「建設候補地周辺の将来予測」に基づき、目指すべき新病院のあり方について検討しております。 このたび、「区民が安心できる地域医療の充実」と「地域医療との連携」を基本方針とする、「病院整備の基本方針(骨子案)」を作成いたしました。 この基本方針(骨子案)について、区民のみなさまからのご意見を募集いたしました。					
実 績 効 果	・本制度の実施により、区民の多様な意見を区政に反映させること、区民に対する説明責任を果たすことに寄与している。					

件 名		番 号				
パブリックコメントを実施する (六町エリアデザイン計画(案))		83				
関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しくみ づくり
		○				●
所管部課名	政策経営部経営戦略推進担当課					
実施期間	平成28年9月1日～平成28年10月17日					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>足立区では、大規模な区有地等の活用について、民間活力による整備を推進してきました。千住エリアでは、東京電機大学などの教育施設を誘致して「まちの魅力」の向上に成果をあげています。</p> <p>「綾瀬」「六町」「江北」「花畑」「千住」「西新井・梅島」「竹の塚」の7つのエリアを対象に、まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などをエリアデザインとして、区内外に広く発信することで、民間活力を誘導しながら区有地等の活用を図り、さらなるイメージアップにつなげるものです。</p> <p>その第三弾として、六町エリアデザイン計画(案)を作成しました。</p> <p>この計画(案)について、区民のみなさんからのご意見を募集いたしました。</p>					
実 績 効 果	<p>・本制度の実施により、区民の多様な意見を区政に反映させること、区民に対する説明責任を果たすことに寄与している。</p>					

件名		番号				
「足立区公共施設等総合管理計画」策定のためパブリックコメントの実施		84				
関連施策	しくみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場づくり	ものづくり	ひとづくり	サービス情報づくり	しくみづくり
関連施策						●
所管部課名	資産管理部施設再編整備計画担当課					
実施期間	平成29年2月27日(月)から3月28日(火)					
実施場所	担当課窓口への持参、郵送 ファクシミリ区のホームページの意見受付フォームへの入力					
内容	<p>意見提出者数</p> <p>1 意見提出者数 7名</p> <p>2 提出方法</p> <p>① 区ホームページの意見受付フォーム 1名</p> <p>② Eメール 1名</p> <p>③ FAX 3名</p> <p>④ 窓口へ持参 1名</p> <p>⑤ 郵送 1名</p> <p>3 意見の件数 38件</p> <p>寄せられた意見の概要 (内訳)</p> <p>1 総合管理計画全体に関すること 8件</p> <p>2 はじめに 1件</p> <p>3 第2章足立区を取り巻く諸課題</p> <p>① 人口構造の変化 6件</p> <p>② 配慮すべき地域の状況 1件</p> <p>③ 財政状況と課題 1件</p> <p>④ 公共施設の現状と課題 2件</p> <p>4 第3章 管理に関する基本方針</p> <p>① 基本的な方針 5件</p> <p>② 施設類型別基本方針 10件</p> <p>③ 長寿命化によるコスト試算 1件</p> <p>④ 維持更新コスト縮減に向けた数値目標 2件</p> <p>5 その他 1件</p>					
実績	いただいた意見に対し、区の考え方をホームページで公表する予定である。					
効果						

件 名	番 号
パブリックコメントの実施	85

関連施策	しゅみ 5-②	関連する基本方針「5つの柱」 <small>凡例・・・●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す</small>				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しゅみ づくり
所管部課名	環境部環境政策課					
実施期間	平成28年11月1日～平成28年11月30日					
実施場所	足立区役所					
内 容	【実施内容】 ●第三次足立区環境基本計画(案) 平成28年11月1日～平成28年11月30日 【実施意見・対応】					
	意見の概要		対応案			
	「高効率な設備・機器への更新」に、「省エネ設備・機器への買い替え支援」や「家庭用燃料電池(エネファーム)など高効率な設備・機器の導入促進」等が掲げられている点について、低炭素社会の実現に向けて大変有効な手段であると賛同する。 さらに2017年度に市場投入を目指している業務用燃料電池についても導入促進を検討してほしい。		意見の主旨は、業務用燃料電池の導入促進についての要望である。 計画(案)の内容に関する意見はなく、施策に対する要望であるため、計画策定後、施策の具体的な取組みを展開する際の参考意見とする。			
「低炭素なエネルギーの利用拡大」の、「将来的な水素社会に向けた検討」は、将来的な低炭素社会の実現のためには現在の再生可能エネルギーの活用と合わせ重要と認識している。 水素の活用例として家庭用燃料電池(エネファーム)の普及を図っており、次年度には業務用燃料電池の市場投入が予定されている。水素社会の実現に向けて、家庭用燃料電池(エネファーム)への補助金の継続および業務用燃料電池への補助金新設等、導入促進への検討をしてほしい。		意見の主旨は、燃料電池導入に対する補助金についての要望である。 計画(案)の内容に関する意見ではなく、施策に対する要望であるため、計画策定後、具体的な取組みを展開する際の参考意見とする。				
実 績 効 果	・上記、意見数:2項目/1団体					

件 名	番 号
足立区ユニバーサルデザイン推進会議の開催	86

関連施策	しゅみ 5-③	関連する基本方針「5つの柱」 凡例・・・ ●は主要の基本方針、○は関連する基本方針を示す				
		くらしの場 づくり	もの づくり	ひと づくり	サービス情報 づくり	しゅみ づくり
所管部課名	都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課					
実施期間	通年					
実施場所	足立区役所					
内 容	<p>■第10回足立区ユニバーサルデザイン推進会議 開催日時：平成28年6月30日 14時～16時 ・個別施策の評価方法の検討及び評価部会の実施方法 ・評価部会の担当分け ・年間スケジュール</p> <p>■足立区ユニバーサルデザイン推進会議 評価部会 開催日時：平成28年9月16日 9時30分～12時、13時30分～16時 ・各部会にて担当所管と意見交換後</p> <p>■第11回足立区ユニバーサルデザイン推進会議 開催日時：平成28年9月30日 14時～17時 ・個別施策の評価の中間まとめ</p> <p>■第12回足立区ユニバーサルデザイン推進会議 開催日時：平成28年12月8日 10時～12時 ・委員評価に対する担当所管からの意見及び改善案 ・評価部会の実施方法の改善案</p>					
実 績 効 果	<p>・推進会議及び各評価部会にて個別施策の評価を行い、担当所管にユニバーサルデザインの視点で施策評価をすることができた。</p> <p>・特に評価部会では担当所管と直接意見交換を行うことで、担当所管はユニバーサルデザインの理解を深めることができた。</p>					

